

第八十七条の三 厚生年金保険法附則第十七条の五の規定は、附則第八十六条第一項に規定する者に支給する旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十五条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十三条及び第十七条第二項中「第二十八条第三項」を「第二十八条第四項」に改める。

附則第十八条第五項中「達する前に」を「達する」に、「とき」を「日」に、「経過する日前に」を「経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）」に、「その受給権を取得した」とを「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」とに改める。

附則第二十八条第十項及び第三十二条第十一項に後段として次のように加える。

この場合において、旧国民年金法第六十五条第一項中「該当するとき」とあるのは、「該当するとき（第二号及び第三号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。）」と読み替えるものとする。

附則第五十八条第二項中「第十一条の三第四項」を「第十一条の三第三項」に改める。

附則第五十九条第二項第一号中「四百四十四」を「四百八十」に改める。

附則第六十一条第一項中「第四十六条第四項」を「第四十六条第六項」に改める。

附則第六十二条第一項中「及び第二項」を「及び第四項」に、「同条第二項」を「同条第四項」に改め

、同条第二項中「第十三条の二第三項」を「第十三条の二第二項」に改める。

附則第七十八条第六項の表中「第四十六条第一項及び第二項」を「第四十六条第一項及び第四項」に改める。

附則第八十四条第三項第一号口及び第二号口中「平成十二年四月一日」を「平成十五年四月一日」に、

「期間のうち同日」を「期間のうち同日から平成十七年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法附則第二十四条第一項第一号口の規定の例により計算した額と同日」に、「平成十二年改正法附則第二十三条第一項」を「厚生年金保険法第三百三十二条第二項」に、「計算した額とを合算した」を「計算した額（同法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付であつて六十五歳未満の者に支給するものの額に相当する額を除く。）とを合算した」に改め、同項第三号中「平成十二年四

月一日」を「平成十七年四月一日」に、「附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法附則第二十三条第一項」を「平成十二年改正法附則第二十三条第一項（附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「につき平成十二年改正法附則第二十三条第一項の規定の例により計算した額」を「につき厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額（同法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付であつて六十五歳未満の者に支給するものの額に相当する額を除く。）」に改める。

第十六条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第八十五条（見出しを含む。）中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。

第十七条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第三項中「ものに限る。」の下に「並びに障害年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）」を加え、「又は通算老齢年金」を「若しくは通算老齢年金」に改め、「当該老齢年金及び通算老齢年金」の下に「並びに旧国民年金法による障害年金の受給権者（六十五歳に達している者に限る。）が国民年金法による年金たる給付又

は国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律による年金たる給付（老齢厚生年金、遺族厚生年金及び特例遺族年金並びに退職共済年金及び遺族共済年金を除く。）を受けることができる場合における当該障害年金」を加え、同条第六項中「附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金又は」を削り、「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金については、国民年金法第二十条第一項中「が他の年金給付（付加年金を除く。）を受けることができる場合」とあるのは、「（その者が六十五歳に達していないものに限る。）が他の年金給付（付加年金を除く。）又は被用者年金各法による年金たる給付（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による年金たる保険給付並びに共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金（その受給権者が昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であるものに限る。））、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付を含む。）を除く。）を受けることができる場合」と

する。

附則第二十条中「平成十八年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。

附則第五十六条第四項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「退職共済年金」を「退職共済年金」に、「又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金）」に、「退職共済年金、」を「並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第一条の規定による改正前の国民年金法による障害年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。」又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金、」に改め、同条第五項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「付加年金」とあるのは、「付加年金」を「遺族基礎年金を除く。」とあるのは、「遺族基礎年金」に改め、「限る。」の下に「並びに障害年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。」を加える。

附則第六十四条中「平成十八年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。

附則第七十三条第一項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該遺族厚生年金の受給権者が、国民年金法による障害基礎年金又は旧国民年金法による障

害年金の受給権を有するとき（その支給を停止されているときを除く。）は、その間、当該加算する額に相当する部分の支給を停止する。

附則第七十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、厚生年金保険法第六十五条の規定を準用する。

附則第七十四条第六項中「新国民年金法」を「国民年金法」に、「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

第十八条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第五条第九号中「同条第七項、同条第八項」を「同条第九項、同条第十項」に改める。

第十九条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第五十二条中「第六十条第一項後段」を「第六十条第一項第一号ただし書」に改める。

附則第五十九条第一項中「第四十四条第一項」の下に「、第四十四条の三第四項」を加え、「第六十条第一項」を「第六十条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第二項の規定により老齢厚生年金の額が計算される者については、厚生年金保険法第四十四条の三第四項中「これらの規定」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五十九条第二項の規定」とする。

附則第六十一条第一項中「第四十六条第六項」を「第四十六条第七項」に改める。

附則第六十二条第一項を次のように改める。

老齢厚生年金（厚生年金保険法附則第八条の規定によるもの及び政令で定めるものを除く。）に係る同法第四十六条第一項及び第五項、第三百三十三条の二第二項及び第三項並びに第六十三條の三第一項の規定の適用については、当分の間、同法第四十六条第一項中「及び第四十四条の三第四項に規定する加算額」とあるのは、「、第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下「繰下げ加算額」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五十九条第二項に規定する加算額（以下「経過期的加算額」という。）と、「（同項に規定する加算額を除く。）」とあるのは、「（繰下げ加算額及び経過期的加算額を除く。）」と、同条第五項中「及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を」とあるのは、「、第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下「繰下げ加算額」という。）

（及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五十九条第二項に規定する加算額（以下「経過的加算額」という。）を」と、「及び第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下この項において「繰下げ加算額」という。）」とあるのは「、第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下「繰下げ加算額」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五十九条第二項に規定する加算額（以下「経過的加算額」という。）」と、「及び繰下げ加算額」とあるのは「、繰下げ加算額及び経過的加算額」とあるのは「、繰下げ加算額及び経過的加算額」と、「及び繰下げ加算額」とあるのは「、繰下げ加算額及び経過的加算額」と、同条第三項中「及び繰下げ加算額」とあるのは「、繰下げ加算額及び経過的加算額」と、「又は繰下げ加算額」とあるのは「、繰下げ加算額又は経過的加算額」と、同法第百三十三条の二第二項中「又は第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下この項及び次項において「繰下げ加算額」という。）」とあるのは「、繰下げ加算額又は経過的加算額」と、「及び繰下げ加算額」とあるのは「、繰下げ加算額及び経過的加算額」と、同条第三項中「及び繰下げ加算額」とあるのは「、繰下げ加算額及び経過的加算額」と、「又は繰下げ加算額」とあるのは「、繰下げ加算額又は経過的加算額」と、同法第百六十三条の三第一項中「又は第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下この項において「繰下げ加算額」という。）」とあるのは「、繰下げ加算額又は経

過的加算額」と、「及び繰下げ加算額」とあるのは、「繰下げ加算額及び経過的加算額」とする。

附則第六十三条に次の一項を加える。

- 3 第一項に規定する者であつて厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定されたものについて、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十二条第一項及び旧通則法第四条第一項の規定を適用する場合には、旧厚生年金保険法第四十二条第一項中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の六第三項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間を除く。）」と、旧通則法第四条第一項中「みなされる期間」とあるのは「みなされる期間（厚生年金保険法第七十八条の六第三項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間を除く。）」とするほか、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。
- 附則第七十三条第一項中「第六十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項に」を「これらの規定に」に改める。

附則第七十四条第一項中「第六十条第一項」を「第六十条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第六

十条」を「第六十条第一項第一号及び同条第四項」に、「同条」を「これら」に改め、同条第六項中「適用」の下に「及び同法第六十三条第一項第五号の適用」を加える。

附則第七十八条第一項中「第八項」を「第十項」に、「第十項」を「第十二項」に改め、同条第二項中「次項及び第六項」を「次項、第六項及び第九項」に改め、同条第六項の表中「及び第四項」を「及び第五項」に改め、同条中第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、第八項の次に次の二項を加える。

9 厚生年金保険法第七十八条の十の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者について準用する。この場合において、必要な読替は、政令で定める。

10 第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者の標準報酬が厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により改定され、又は決定された場合について、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号の規定の適用については、同号中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の六第三項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間を除く。）」とするほか、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定（他の法令において、これらの規定を引用する場合を含む。）の適用に關し必要な読替

えその他必要な事項は、政令で定める。

附則第七十八条の三中「附則第十七条の五」を「附則第十七条の七」に改める。

附則第八十二条に次の一項を加える。

- 3 第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、第一項中「合算した額」とあるのは、「合算した額に政令で定める額を加算した額」とする。

附則第八十三条に次の一項を加える。

- 3 第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第三百二十二条第二項中「規定する額」とあるのは、「規定する額に政令で定める額を加算した額」とする。

附則第八十三条の二に次の一項を加える。

- 2 前項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をしたものに基

金が支給する老齢年金給付については、前項中「合算した額」とあるのは、「合算した額に政令で定める額を加算した額」とする。

附則第八十四条第三項中「控除して得た額」の下に「（厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をした者に支給する老齢年金給付に要する費用にあつては、当該額に政令で定める額を加算した額）」を加え、同条第四項中「定める額」の下に「（厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をした者に支給する老齢年金給付に要する費用については、当該額から政令で定める額を控除した額）」を加える。

附則第八十六条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項に規定する者であつて厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者について第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

附則第八十七条第一項中「第十項」を「第十二項」に、「第十二項」を「第十四項」に改め、同条第三

項中「及び第七項」を「、第七項及び第十項」に改め、同条中第十三項を第十五項とし、第十項から第十二項までを二項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の二項を加える。

10 厚生年金保険法第七十八条の十の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者について準用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。

11 第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者の附則第四十九条の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧船員保険法による標準報酬月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により改定された場合における第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定（他の法令において、これらの規定を引用する場合を含む。）の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

附則第八十七条の三中「附則第十七条の五」を「附則第十七条の七」に改める。

（厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十条 厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。

附則第五条第二項中「新法」を「厚生年金保険法」に、「から第六十二条の二まで」を「、第六十二条の二及び第六十五条」に改める。

附則第六条中「新法第六十二条の三」を「厚生年金保険法第六十一条」に改める。

附則第七条第一項中「新法第三百十条第一項」を「厚生年金保険法第三百十条第一項」に、「新法第六十二条の三第三項」を「同法第六十一条第三項」に改め、同条第二項中「新法第六十二条の三第二項」を「厚生年金保険法第六十一条第二項」に、「新法第六十三条の二」を「同法第六十三条の二」に、「新法第六十二条の三第五項」を「厚生年金保険法第六十一条第五項」に改める。

附則第八条第一項中「新法第六十二条の三第二項」を「厚生年金保険法第六十一条第二項」に改め、同条第二項中「新法第六十二条の三第二項」を「厚生年金保険法第六十一条第二項」に、「新法第六十三条の二」を「同法第六十三条の二」に改め、同条第三項及び第四項中「新法第六十二条の三第五項」を「厚生年金保険法第六十一条第五項」に改める。

第二十條の二 厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「附則第八十三条の二」を「附則第八十三条の二第一項」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第三項中「前条」を「第四十三条」に改め、「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」との下に「、同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額(以下この条において「報酬比例部分の額」という。)から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。)附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるの

は「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額）」とあるのは「報酬比例部分の額）」と」を加える。

附則第十九条第三項中「前条」を「第四十三条」に改め、「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」との下に「、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第三百三十二条第二項」とあるのは「第三百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第三百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第三百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額）」とあるのは「報酬比例部分の額）」と」を加え、同条第五項中「前条の」を「第四十三条の」に、「前条第三項」を「第四十三条第三項」に改め、「附則第九条の

二第二項第二号に規定する額」との下に「、同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額）」とを加える。

附則第二十条第三項中「前条」を「第四十三条」に改め、「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」との下に「、同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分

の額」という。)から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」とを加え、同条第五項中「前条の」を「第四十三条の」に、「前条第三項」を「第四十三条第三項」に改め、「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」との下に「、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」

という。〕附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第三百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）

附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第三百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」とを加える。

附則第二十七条第十三項及び第十四項中「前条第三項」を「第四十三条第三項」に、「前条の」を「第四十三条の」に、「前条第一項」を「第四十三条第一項」に改める。

附則第三十条第二項及び第三項中「前条第三項」を「第四十三条第三項」に改める。

第二十二條 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十七条第二項を削る。

附則第十八条第二項中「四百四十四」を「四百八十」に改め、「四百三十二」の下に「とし、その者が昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百四十四とし、その者が昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百五十六とし、その者が昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百六十八」を加える。

附則第十九条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同項第一号中「四百八十」とあるのは、「四百八十（当該老齢厚生年金の受給権者が昭和十九年四月一日以前に生まれた者であるときは四百四十四とし、その者が昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百五十六とし、その者が昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百六十八とする。）」と読み替えるものとする。

附則第十九条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、第二項後段の規定を準用する。

附則第二十一条第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「前項に規定する厚生年金保険法附則第八条の規定による老齡厚生年金」を「厚生年金保険法附則第八条の規定による老齡厚生年金（附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで又は前条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）」に、「である日」を「（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日又は同法第四十六条第一項に規定する政令で定める日（附則第二十三条第一項、第二十四条第三項及び第四項並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項において「被保険者である日」という。）に、「総報酬月額相当額」を「標準報酬月額」とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（以下「総報酬月額相当額」という。）に、「基本月額」を「老齡厚生年金の額（附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）に、「二十八万円」を「同法附則第十一条第二項に規定する支給停止調整開始額（以下この項において「支給停止調整開始額」という。）に、「老齡厚生年金の額の百分の二十に相当する額と当該各号

に定める額に十二を乗じて得た額との合計額」を「当該各号に定める額に十二を乗じて得た額」に改め、同項第一号中「二十八万円」を「支給停止調整開始額」に、「四十八万円」を「厚生年金保険法附則第十条第三項に規定する支給停止調整変更額（次号から第四号までにおいて「支給停止調整変更額」という。）」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「二十八万円」を「支給停止調整開始額」に、「四十八万円」を「支給停止調整変更額」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項に」を「前項に」に、「第一項中」を「同項中」に、「及び老齢厚生年金」を「と老齢厚生年金」に、「この条」を「この項」に、「の額の百分の二十」を「の額以上」に、「次項において同じ。」の百分の二十」を「（）以上」に改め、「前項中」、「老齢厚生年金の額に」、「及び」から老齢厚生年金の額を控除して得た額の百分の八十に相当する額を加えた額」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第二十二條中「第三項中」を「第二項中」に改める。

附則第二十三條第一項中「、改正後」を「、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号。以下この項において「平成十六年改正法」という。）第八条の規定による改正後」に、「から第五

項まで及び」を「及び第四項並びに」に改め、同条第二項中「附則第二十一条第三項」を「附則第二十一条第二項」に、「同条第二項」を「同条第一項」に、「をいう。以下この号において同じ。」に、附則第十八条第三項において準用する改正後の厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額（以下この号及び次号において「代行部分の総額」という。）の百分の二十に相当する額を加えた額（「をいい、当該」に、「代行部分の総額の百分の八十に相当する額」を「附則第十八条第三項において準用する厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額（以下この号及び次号において「代行部分の総額」という。）」に改める。

附則第二十六条第一項中「同条第二項」を「同条第一項」に改め、同条第二項中「同条第二項」を「同条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、「の百分の八十に相当する額」を削り、同条第三項中「附則第二十一条第二項」を「附則第二十一条第一項」に改め、同条第四項中「附則第二十一条第二項」を「附則第二十一条第一項」に、「附則第二十一条第三項」を「附則第二十一条第二項」に、「同条第二項」を「同条第一項」に改め、「の百分の八十に相当する額」を削り、同条第十二項中「同条第二

項」を「同条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「の百分の八十に相当する額」を「を加えた額」に改め、「得た額」の下に「を加えた額」を加える。

附則第二十七条第九項中「四百四十四」を「四百八十（昭和十九年四月一日以前に生まれた者にあつては四百四十四とし、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八とする。以下この項及び第十一項において同じ。）」に、「四百四十四を超えるときは四百四十四」を「四百八十を超えるときは四百八十」に改め、同条第十項から第十二項までの規定中「四百四十四」を「四百八十」に改め、同条第十五項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

附則第三十五条第六項中「千分の二十四から千分の三十までの」を「すべての厚生年金基金に係る代行保険料率の分布状況を勘案して政令で定める」に改める。

第二十三条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二十八条第二項中「第百六十二条の三第二項」を「第百六十一条第二項」に、「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改め、同条第三項中「附則第百六十二条の三第五項」を「第百六十一条第

五項」に改める。

第二十三条の二 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項並びに第二十条第三項及び第五項中「第八十三条の二」を「第八十三条の二第一項」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十四条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条中「第八十一条第四項」を「第二条の四第一項」に、「、保険給付」を「、同法による保険給付」に改める。

附則第十八条第一項及び第二項中「同法第八十一条第五項中「千分の百三十五・八」を「同法第八十一条第四項の表の下欄中「千分の百三十九・三四」、千分の百四十二・八八」、千分の百四十六・四二」、千分の百四十九・九六」及び「千分の百五十三・五〇」に改め、同条第三項中「（平成六年法律第九十五号）附則第三十五条第二項の規定」を「（平成十六年法律第四百号）附則第三十三条の規定（同条

に規定する施行日の属する月から平成十八年八月までの月分の保険料率に係る部分に限る。）」に、「同項」を「同条」に改める。

第二十五条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項及び第二項中「及び第十項」を「、第十一項及び第十二項」に改め、同条中第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、第八項の次に次の二項を加える。

9 厚生年金保険法第七十八条の十の規定は、第一項及び第二項に規定する年金たる給付の受給権者について準用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。

10 第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者の附則第六条の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた改正前国共済法による標準報酬月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により改定された場合における第一項及び第六項の規定により適用するものとされた規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はその例による場合を含む。）の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第二十六条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「、第十一項及び第十二項」を「及び第十一項から第十三項まで」に改め、同条第二項中「第十一項及び第十二項」を「第十二項及び第十三項」に改め、同条中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11 第一項に規定する年金たる給付のうち退職共済年金（平成二十年四月一日以後の特定期間（厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいう。）に係る旧適用法人共済組合員期間をその額の算定の基礎とするものに限る。）の額の算定及び改定その他必要な事項は、政令で定める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十七条 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第一項中「ときは、第六条の規定による改正後の」を「ときは、」に、「第五条の規定による改正後の厚生年金保険法」を「同法」に改め、「第十五条の規定による改正後の」を削り、「第六条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十七条の二第六項」を「厚生年金保険法附則第十七条の三」に、「及び第六条の規定による改正後の厚生年金保険法」を「及び同法」に、「第四条の規定による改正後の厚生年金保険法」を「同法」に、「厚生年金保険法附則第二十八条の三第二項」を「同法附則第二十

八条の三第二項」に改め、「第十九条の規定による改正後の」を削る。

附則第二十一条第一項中「一・〇三一」を「従前額改定率」に改め、同条中第十項を第十四項とし、第九項を第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 第四項の規定による従前額改定率の改定の措置は、政令で定める。

附則第二十一条中第八項を第十一項とし、第七項を第十項とし、第六項を第九項とし、同条第五項中「第二項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第六条の規定による改正後の」を削り、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、「掲げる額」の下に「又は第二項に定める額」を加え、「及び第六条の規定による改正後の」を「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年改正法」という。）第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項及び」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 厚生年金保険の被保険者であった期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、厚生年金保険法第四十三条第一項（同法第五十条第一項及び第六十条第一項においてその例による場合並びに同法第

四十四条第一項、昭和六十年改正法附則第五十九条第二項、附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三第四項並びに厚生年金保険法附則第十七条の三の規定により読み替えられた同法第四十四条の二第一項並びに同法附則第七条の三第四項及び第十三条の四第四項において適用する場合を含む。）及び同法附則第九条の二第二項第二号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに同法附則第九条の四第一項（同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定により計算した額が、被保険者であつた期間の平均標準報酬額の千分の五・七六九に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額に従前額改定率を乗じて得た額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該額をこれらの規定に定める額とする。

3 平成十六年度における前二項の従前額改定率は、一・〇〇一とする。

4 第一項及び第二項の従前額改定率は、毎年度、厚生年金保険法第四十三条の三第一項又は第三項（同法第三十四条第一項に規定する調整期間にあつては、同法第四十三条の五第一項又は第四項）の規定の例により改定する。

附則別表第一平成十二年四月以後の項中「平成十二年四月以後」を「平成十二年四月から平成十七年三月まで」に改め、同表に次のように加える。

平成十七年度以後の各年度に属する月

政令で定める率

附則別表第一に備考として次のように加える。

備考 平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、当該年度の前年度に属する月に係る率を、厚生年金保険法第四十三条の二第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を基準として定めるものとする。

第二十八条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則第八条中「基金」を「厚生年金基金（以下「基金」という。）」に改める。

附則第九条第一項中「老齡年金給付」を「厚生年金保険法第百三十条第一項に規定する老齡年金給付（以下「老齡年金給付」という。）」に改める。

附則第十条第一項中「附則第七条第三項及び第四項並びに」を削る。

附則第十八条第一項中「第五条の規定による改正後の」を削り、「第二項」を「第四項」に改め、同条第二項中「第十四条の規定による改正後の」及び「（以下この項において「改正後の昭和六十年改正法」という。）」を削り、「（改正後の昭和六十年改正法」を「（昭和六十年改正法」に、「、改正後の昭和六十年改正法」を「、昭和六十年改正法」に改める。

附則第二十二条第一項中「第六条の規定による改正後の」を削り、「同項の表に定める率」を「支給率（同条第四項に規定する支給率をいう。）」に改める。

附則第二十三条第一項各号列記以外の部分中「あった期間」の下に「（当該老齡厚生年金の額の計算の基礎となった厚生年金保険の被保険者であった期間のうち、同時に当該基金の加入員であった期間をいう。以下同じ。）」を加える。

附則第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

附則第二十六条第一項中「並びに前条第三項」を削る。

第二十九条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十条の見出し及び同条第一項中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改め、同条第二項中「第六十二条の三第三項」を「第六十一条第三項」に改める。

附則第二十六条の見出し中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改め、同条第二項中「第六十二条の三第三項」を「第六十一条第三項」に改める。

第三十条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第九条に次の一項を加える。

4 第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十二条第二項中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得

た額に政令で定める額を加算した額」と、第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十条第一項中「合算した額」とあるのは「合算した額に政令で定める額を加算した額」とする。

附則第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

附則第二十条第一項中「第六十条第一項」を「第六十条第一項第一号」に改め、「第四十四条第一項」の下に「及び第四十四条の三第四項」を加え、「附則第十七条の三」を「附則第十七条の五」に改める。

附則第二十一条第二項中「第六十条第一項」を「第六十条第一項第一号」に改め、「第四十四条第一項」の下に「及び第四十四条の三第四項」を加え、「附則第十七条の三」を「附則第十七条の五」に改める。

附則第二十三条第二項中「厚生年金保険法」の下に「第百三十三条、」を加え、「これらの規定中「第百三十二条第二項」とあるのは、「第百三十二条第二項」を「同法第百三十三条中「前条第二項」とあるのは「前条第二項」に改め、「昭和六十年法律第三十四号」の下に「。以下「昭和六十年改正法」という。」「を、「平成十二年法律第十八号」の下に「。以下「平成十二年改正法」という。」「を、「附則第二十

三条第一項「」の下に「と、同法第百三十三条の二第二項及び第三項並びに同法附則第七条の六第四項及び第五項、第十三条第三項及び第四項並びに第十三条の七第四項及び第五項中「第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十条第二項に規定する額、昭和六十年改正法附則第八十二条第一項に規定する額又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項」を加え、同条に次の二項を加える。

3 第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、第一項（昭和六十年改正法附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「合算した額」とあるのは、「合算した額に政令で定める額を加算した額」とする。

4 厚生年金保険法第百三十三条並びに第百三十三条の二第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、同法第百三十三条中「前条第四項」とあるのは「前条第四項に規定する額、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次条において「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する額又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。次条において「平成十二年改正法」という。）附則第二十三条第三

項の規定により読み替えられた同条第一項」と、同法第百三十三條の二第二項中「第百三十二條第四項」とあるのは「第百三十二條第四項に規定する額、昭和六十年改正法附則第八十二條第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する額又は平成十二年改正法附則第二十三條第三項の規定により読み替えられた同条第一項」と、同条第三項中「政令で定める額」とあるのは「政令で定める額、昭和六十年改正法附則第八十二條第三項の規定により読み替えられた同条第一項の政令で定める額又は平成十二年改正法附則第二十三條第三項の規定により読み替えられた同条第一項の政令で定める額」とする。

附則第二十四條第四項中「厚生年金保險法」の下に「第百三十三條、」を加え、「これらの規定中「第百三十二條第二項」とあるのは、」を「同法第百三十三條中「前條第二項」とあるのは」に改め、「この項において」を削り、「の第百三十二條第二項」を「の前條第二項」に改め、「昭和六十年法律第三十四號」の下に「。以下「昭和六十年改正法」という。」を、「第二十四條第一項」の下に「と、同法第百三十三條の二第二項及び第三項並びに同法附則第十三條第三項及び第四項中「第百三十二條第二項」とあるのは「平成十二年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四條の規定による改正前の第百三十二條第二項若しくは平成十二年改正法第十三條の規定による

改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十四条第一項」を加え、同条に次の二項を加える。

5 第一項各号に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、第一項（第二項の規定により、附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十条第二項の規定が読み替えて適用される場合を含む。）中「合算した額」とあるのは、「合算した額に政令で定める額を加算した額」とする。

6 前条第四項の規定にかかわらず、附則第九条第一項に規定する者について、厚生年金保険法第三百三十三条並びに第三百三十三条の二第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同法第三百三十三条中「前条第四項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の前条第二項に規定する額若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和

六十年法律第三十四号。次条において「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項に規定する額又は平成十二年改正法附則第二十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項」と、同法第百三十三条の二第二項中「第百三十二条第四項」とあるのは「平成十二年改正法附則第九条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項の政令で定める額若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項の政令で定める額若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項の政令で定める額又は平成十二年改正法附則第二十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項」とする。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法

等を廃止する等の法律の一部改正)

第三十一条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「附則第十六条第八項」を「附則第十六条第九項」に改める。

附則第十四条中「第八十一条第四項の規定の適用については」を「第二条の四第一項の規定の適用については同法による」に改める。

附則第十六条第一項中「第八項」を「第五項、第九項」に改め、同条第二項中「第五項から第七項まで、第十一項」を「第六項から第八項まで」に改め、同条中第十一項を削り、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項第一号中「附則別表第一の各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率」を「第四十三条第一項に規定する再評価率」に改め、同項第二号中「附則別表第三」を「附則別表第二」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項の表中

附則第三十条第一項	合算額	合算額に百十分の百を乗じて得た額
-----------	-----	------------------

を

附則第三十条第一項	合算額	合算額に百十分の百を乗じて得た額
附則第三十条第一項第一号	七十五万四千三百二十円 十円)	七十三万二千七百二十円に国民年金法第二十条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。以下「定額部分基本額」という。ただし、定額部分基本額に
三万七千七百十六円を加算した額	三万六千六百三十六円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の	に、

附則第三十五条第一項	相当する額に平均標準給与の年額の百分	相当する額に百分の百を乗じて得た額
附則第三十四条第一項第一号	七十五万四千三百二十円	定額部分基本額
附則第三十四条第一項	月数を乗じて得た額	月数を乗じて得た額に百分の百を乗じて得た額
附則第三十四条第一項	月数を乗じて得た額	月数を乗じて得た額に百分の百を乗じて得た額
附則第三十条第一項第二号	附則別表第六	厚生年金保険法附則別表第二
		端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。以下「定額部分加算額」という。を加算した額とする。

に、

を

<p>附則第三十五条第一項</p>	
<p>相当する額に平均標準給与の年額の百分の九・五（同欄の級に該当する者にあつては百分の二十八</p>	<p>の九・五（同欄の級に該当する者にあつては百分の二十八・五とし、同欄の級に該当する者にあつては百分の十九とする。）を加算した額</p>
<p>相当する額に百分の百を乗じて得た額</p>	

を

<p>附則第三十五条第一項第一号</p>	
<p>七十五万四千三百二十円</p>	<p>・五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の十九とする。を加算した額</p>
<p>定額部分基本額</p>	
<p>附則第三十五条第二項</p>	<p>百分の七十五に相当する額</p>
<p>百分の七十五に相当する額に百分の百を乗じて得た額（当該障害年金の受給権者が平成十四年三月三十一日において同一の障害に関し労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害年金又は傷病年金を受けて</p>	

に、

を

いる場合にあつては、政令で定める額)

附則第三十五条第二項	百分の七十五に相当する額	百分の七十五に相当する額に百分の百を乗じて得た額(当該障害年金の受給権者が平成十四年三月三十一日において同一の障害に関し労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による障害年金又は傷病年金を受けている場合にあつては、政令で定める額)
附則第三十五条第二項第一号	七十五万四千三百二十円	定額部分基本額

改め、同表附則第三十八条第一号の項中

「遺族年金基礎額」という。	「遺族年金基礎額」という。
当する額を控除した額	から平均標準給与の年額の百分の十九に相当する額を控除した額

七十五万四千三百二十

定額部分基本額

を

に

十円	「遺族年金基礎額」という。）
	「遺族年金基礎額」という。）から平均標準給与の年額の百分の十九に相当する額を控除した額

改め、同表中

附則第四十条		政令で定める額 百分の六十八・〇七 五に相当する額	政令で定める額に百分の百を乗じて得た額 百分の四十九・〇七五に相当する額に百分の百を乗じて得た額
--------	--	---------------------------------	---

を

附則第四十条		政令で定める額 百分の六十八・〇七 五に相当する額	政令で定める額に百分の百を乗じて得た額 百分の四十九・〇七五に相当する額に百分の百を乗じて得た額
附則第四十一条第一項第一号	十五万四千二百円	十四万九千七百円に改定率（国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。次号にお	

に

		<p>いて同じ。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>
<p>附則第四十一条第一項第二号</p>	<p>二十六万九千九百円</p>	<p>二十六万二千百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>
<p>附則第四十一条第一項第三号</p>	<p>十五万四千二百円</p>	<p>十四万九千七百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする)</p>

改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項に規定する年金である給付（以下「移行農林共済年金」という。）」を「移行農林共済年金」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項に規定する年金である給付（以下「移行農林共済年金」という。）については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同表の上欄に掲げる規定を適用する。

<p>廃止前農林共済法第三十八条第二項</p>	<p>二十二万四千四百円とし</p>	<p>二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したもの（以下「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が</p>
-------------------------	--------------------	---

<p>条の九</p> <p>二条第三項及び第四十五</p> <p>廃止前農林共済法第四十</p>	<p>六十万三千二百円よ</p> <p>り</p>	<p>国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎</p> <p>年金の額に四分の三を乗じて得た額（その額に五</p> <p>十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て</p>		<p>二十万四千四百円</p> <p>）</p>	<p>二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額（そ</p> <p>の額に五十円未満の端数が生じたときは、これを</p> <p>切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたと</p> <p>きは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>		<p>七万七千百円</p>	<p>七万四千九百円に改定率を乗じて得た額（その額</p> <p>に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り</p> <p>捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは</p> <p>、これを百円に切り上げるものとする。）</p>			<p>生じたときは、これを百円に切り上げるものとし</p> <p>る。）とし</p>
--	---------------------------	---	--	--------------------------	--	--	---------------	--	--	--	--

	六十万三千二百円を	、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。()より 当該額を
<p>廃止前農林共済法第四十 二条第二項</p>	二十万三千四百円	二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
<p>廃止前農林共済法第四十 八条</p>	六十万三千二百円	国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額の四分の三に相当する額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
<p>廃止前農林共済法附則第</p>	千六百七十六円	千六百二十八円に改定率を乗じて得た額(その額

<p>九条第二項第一号</p>	<p>廃止前昭和六十年農林共 済改正法附則第十五条第 一項第一号及び第二項</p>	<p>千六百七十六円</p>	<p>額（新国民年金法第 十六条の二の規定に よる年金の額の改定 の措置が講ぜられた</p>
<p>に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り 捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは 、これを一円に切り上げるものとする。）</p>	<p>千六百二十八円に国民年金法第二十七条に規定す る改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得 た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは 、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が 生じたときは、これを一円に切り上げるものとな る。）</p>	<p>額</p>	<p>廃止前昭和六十年農林共 済改正法附則第十五条第 一項第二号</p>

		<p>が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）まで</p>
<p>廃止前昭和六十年農林共 済改正法附則第十五条第 四項</p>	<p>三千百四十三円</p>	<p>三千五十三円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）</p>
<p>廃止前昭和六十年農林共 済改正法附則第十五条第 五項</p>	<p>千六百七十六円</p>	<p>千六百二十八円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）</p>
	<p>三千百四十三円</p>	<p>三千五十三円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、</p>

	<p>廃止前昭和六十年農林共 額（新国民年金法第 十六条の二の規定に よる年金の額の改定 の措置が講ぜられた ときは、当該改定後 の額）</p>	<p>これを一円に切り上げるものとする。）</p>
<p>廃止前昭和六十年農林共 済改正法附則第二十六条 第二号</p>	<p>三万四千百円</p>	<p>三万三千二百円に改定率（国民年金法第二十七条 の三及び第二十七条の五の規定の適用がないもの として改定した改定率とする。以下この表におい て同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満 の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円 以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円</p>
<p>済改正法附則別表第四</p>		

	に切り上げるものとする。)
六万八千三百円	六万六千三百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
十万二千五百円	九万九千五百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
十三万六千六百円	十三万二千六百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

	十七万七百元	十六万五千八百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
--	--------	--

附則第三十条第一項中「除して得た額」の下に「に〇・九七一を乗じて得た額」を加え、同条第二項中「第十六条第九項」を「第十六条第十項」に改める。

附則第三十一条第四項第一号中「控除した額とし、」を「控除した額とする。」に、〇・九七一（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額（」に、「老齢基礎年金の額」を「老齢基礎年金の額」に改め、「とする。」を削り、同項第二号中「第八項及び第九項」を「第五項、第九項及び第十項」に、「控除した」を「控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定

の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した」に改める。

附則第三十二条第五項第一号中「通算退職年金の額」の下に「に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額」を加え、同項第二号中「、当該加給年金額を控除した額」を「当該加給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。」に改める。

附則第三十六条第五項第一号中「額」の下に「に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額」を加え、同項第二号中「、当該加給年金額を控除した額」を「当該加給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。」に改める。

附則第三十七条第三項第一号中「額」の下に「に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額」を加え、同項第二号中「、当該加算額を控除した額」を「当該加算額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。」に改める。

附則第三十八条第二項中「得た額」の下に「に〇・九七一を乗じて得た額」を加え、同条第三項第一号中「額」の下に「に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額」を加え、同項第二号中「額」の下に「（国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときは、これらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額）」を加え、同条第五項第一号中「額」の下に「に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては

、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額」を加え、同項第二号中「、当該加給年金額を控除した額」を「当該加給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。」に改める。

附則第三十九条第三項第一号中「の額」の下に「に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額」を加え、同項第二号中「の額」の下に「（国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときは、これらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額）」を加える。

附則第四十条第二項中「得た額」の下に「に〇・九七一を乗じて得た額」を加える。

附則第四十一条第二項中「加算した額」の下に「に〇・九七一を乗じて得た額」を加え、同条第三項中

「得た額」の下に「に〇・九七一を乗じて得た額」を加え、同条第四項第一号中「額」の下に「に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額」を加え、同項第二号中「額」の下に「（国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときは、これらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額）」を加え、同条第五項中「相当する額」の下に「に〇・九七一を乗じて得た額」を加え、同条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「相当する額」とあるのは、「相当する額に〇・九七一を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

附則第四十二条第二項中「加算した額」の下に「に〇・九七一を乗じて得た額」を加え、同条第三項から第六項までの規定中「得た額」の下に「に〇・九七一を乗じて得た額」を加え、同条第七項第一号中「額」の下に「に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政

令で定める率)を乗じて得た額」を加え、同項第二号中「、当該加算する額を控除した額」を「当該加算する額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。」に改め、同条第八項中「相当する額」の下に「に〇・九七一を乗じて得た額」を加える。

附則第四十四条第八項第一号中「通算退職年金の額」の下に「に、〇・九七一(物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率)を乗じて得た額」を加え、同項第二号中「、当該加給年金額を控除した額」を「当該加給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。」に改める。

附則第四十五条第二項中「第十六条第八項及び第九項」を「第十六条第九項及び第十項」に改め、同条第三項中「第三十四条及び」を削る。

附則第四十六条第三項中「第三十四条、」を削る。

第三十二条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「第十一項まで、第十三項及び第十四項」を「第十二項まで、第十四項及び第十五項」に改め、同条第二項中「第十三項及び第十四項」を「第十四項及び第十五項」に改め、同条中第十、四項を第十五項とし、第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次の一項を加える。

12 移行農林共済年金のうち退職共済年金並びに移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金（平成十七年四月以後の月分として支給されるものに限る。）の受給権者が厚生年金保険の被保険者であるときのその支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十三条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「第十二項」を「第十五項」に、「第十四項及び第十五項」を「第十八項及び第

十九項」に改め、同条第二項中「第十四項及び第十五項」を「第十五項、第十八項及び第十九項」に改め、同条第十二項中「被保険者」の下に「（厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者を含む。）」を加え、同条中第十五項を第十九項とし、第十四項を第十八項とし、第十三項を第十七項とし、第十二項の次に次の四項を加える。

13 厚生年金保険法第四十四条の三の規定は、移行農林共済年金のうち退職共済年金の受給権者（平成十九年四月一日以後に廃止前農林共済法第三十六条の規定による退職共済年金の受給権を取得した者に限る。）について準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

14 移行農林共済年金のうち遺族共済年金（その受給権者が昭和十七年四月二日以後に生まれた者であるものに限る。）の額の算定及び改定並びにその支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

15 厚生年金保険法第七十八条の十の規定は、移行農林共済年金及び移行農林年金の受給権者について準用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。

16 移行農林共済年金及び移行農林年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八

条の六第一項の規定により改定された場合における第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はその例による場合を含む。）の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

附則第三十一条第四項第二号及び附則第三十二条第五項第二号中「控除した額とし」の下に「、附則第十六条第十三項の規定により準用する厚生年金保険法第四十四条の三の規定の適用があるときは同条の規定の適用がないものとして算定した額とし、当該退職共済年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により同法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし」を加える。

附則第三十六条第五項第二号中「額とし」の下に「、当該障害共済年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし」を加える。

附則第三十八条第三項第二号中「額」の下に「当該退職年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、」を加え、「、これら」を「これら」に改め、「算定した額」の下に「とする。」を加え、同条第五項第二号中「額とし」の下に「、当該退職年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし」を加える。

附則第三十九条第三項第二号中「額」の下に「当該減額退職年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、」を加え、「、これら」を「これら」に改め、「算定した額」の下に「とする。」を加える。

附則第四十一条第四項第二号中「額」の下に「当該障害年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険

法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、「を加え、「、これら」を「これら」に改め、「算定した額」の下に「とする。」を加える。

附則第四十四条第八項第二号中「額とし」の下に「、同法第四十四条の三の規定の適用があるときは同条の規定の適用がないものとして算定した額とし、当該老齢厚生年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により同法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし」を加える。

附則第四十六条第三項中「第六十条第二項、第六十一条」を「第六十条第四項、第六十一条第一項、第六十二条」に改める。

第三十四条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「第十八項及び第十九項」を「第十七項、第十九項及び第二十項」に改め、同条第二項中「第十八項及び第十九項」を「第十九項及び第二十項」に改め、同条中第十九項を第二十項とし

、第十八項を第十九項とし、第十七項を第十八項とし、第十六項の次に次の一項を加える。

17 移行農林共済年金のうち退職共済年金（平成二十年四月一日以後の特定期間（厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいう。）に係る継続厚生年金期間をその額の算定の基礎とするものに限る。）の額の算定及び改定その他必要な事項は、政令で定める。

（確定給付企業年金法の一部改正）

第三十五条 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項に次のただし書を加える。

ただし、第一項の変更がすべての実施事業所に係るものでない場合であつて、規約において、あらかじめ、当該変更に係る事項を定めているときは、当該変更に係る実施事業所について前項の同意があつたときは、当該変更に係る実施事業所以外の実施事業所についても同項の同意があつたものとみなすことができる。

第七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該変更が同項に規定する厚生労働省令で定める軽微な変更のうち特に軽微なものとして厚

生労働省令で定めるものである場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、準用しない。

第四十八条第一号及び第三号中「死亡した者」を「給付対象者」に改める。

第三十六条 確定給付企業年金法の一部を次のように改正する。

第一百十三条第二項中「第一百二条第二項」の下に「、第一百三二条の二」を加える。

第一百十八条第一項中「三十万円」を「五十万円」に改める。

附則第三条第一項中「附則第八条の規定による改正後の」を削り、「附則第三十条第三項」を「附則第三十二条第三項」に改める。

附則第四条中「附則第三十条第一項」を「附則第三十二条第一項」に改める。

附則第九条を次のように改める。

第九条 削除

附則第二十八条の見出し中「勤労者退職金共済機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改め、同条第一項中「で、政令で定める額」を削り、「約する契約を締結し」を「約する契約を締結したときは」に、「次項」を「以下この条」に、「引き渡したときは、厚生労働省令で定めるところにより、政令

で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となった者が適格退職年金契約に係る移行適格退職年金受益者等であった期間の月数（その期間の月数が百二十月を超えるときは、百二十月）を超えることができない」を「引き渡すものとする」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 引渡金額のうち、当該退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となった者が適格退職年金契約に係る移行適格退職年金受益者等であった期間の月数を超えることができない。

3 引渡金額から前項の政令で定める額を控除した残余の額を有する当該退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、中小企業退職金共済法第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規定による通算後の掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める

額とする。

一 十一月以下 当該引渡しをした日の属する月の翌月から当該被共済者となつた者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該引渡しをした日の属する月に当該被共済者となつた者が退職したときは、当該残余の額。次号において「計算後残余額」という。）

二 十二月以上 中小企業退職金共済法第十条第二項の規定により算定した額に計算後残余額を加算した額

4 前項の残余の額を有する当該退職金共済契約の被共済者に係る当該退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、中小企業退職金共済法第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

第三十七条 確定給付企業年金法の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 確定給付企業年金の終了及び清算（第八十三条 第九十一条）」を

「第九章 確定給
第九章の二 企

付企業年金の終了及び清算（第八十三条 第九十一条）

に、「第二節 確定

業年金連合会による中途脱退者等に係る措置（第九十一条の二 第九十一条の八）」

給付企業年金から確定拠出年金への移行（第一百七十七条）」を「第二節 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等（第一百七十七条 第一百七十七条の四）」に、「第二百二十四条」を「第二百二十三条」に改める。

第八十一条の次に次の一条を加える。

（他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換）

第八十一条の二 確定給付企業年金（以下この条において「移換元確定給付企業年金」という。）の中途脱退者（当該確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者（当該加入者の資格を喪失した日において当該確定給付企業年金の事業主等が支給する老齢給付金の受給権を有する者を除く。）であつて、政令で定めるところにより計算したその者の当該確定給付企業年金の加入者であつた期間が政令で定める期間に満たないものをいう。以下この条、第九十一条の二、第九十三条の二第一項第一号、第一百五十五条の二及び第一百七十七条の二において同じ。）は、他の確定給付企業年金（以下この条において「移換先確定給付企業年金」という。）の加入者の資格を取得した場合であつて、移換先確定給付企業年金の規約に

において、あらかじめ、移換元確定給付企業年金の資産管理運用機関等から脱退一時金の額に相当する額（以下この条、第九十一条の二、第九十三条の二第一項第一号、第一百五十二条の二及び第一百七十二条の二において「脱退一時金相当額」という。）の移換を受けることができる旨が定められているときは、移換元確定給付企業年金の事業主等に脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 移換元確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 移換先確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者に対し、第二十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる給付（以下「老齢給付金等」という。）の支給を行うものとする。

4 移換元確定給付企業年金の事業主等は、第二項の規定により移換元確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

5 移換先確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなったときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

第八十二条中「増減並びに」を「増減、」に改め、「承継」の下に「並びに脱退一時金相当額の移換」を加える。

第八十八条の見出し中「支給義務」を「支給義務等」に改め、同条中「ものの支給」の下に「又は第八十一条の二第二項、第一百五十五条の二第二項若しくは第一百七十条の二第二項の規定により終了した日までに移換すべきであった脱退一時金相当額でまだ移換していないものの移換」を加える。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 企業年金連合会による中途脱退者等に係る措置

(中途脱退者に係る措置)

第九十一条の二 確定給付企業年金の中途脱退者は、当該確定給付企業年金の事業主等に脱退一時金相当額の企業年金連合会（厚生年金保険法第四百十九条第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）への移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 連合会は、前項の規定により脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該中途脱退者又はその遺族に対し、老齢給付金又は遺族給付金（一時金として支給するものに限る。以下この条、次条、第九十一条の四第三項、第九十三条の二第一項及び第二項第一号、第百十五条の四第四項、第百十五条の五第四項並びに第百十七条の三第三項において同じ。

）の支給を行うものとする。

4 当該確定給付企業年金の事業主等は、第二項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

5 連合会は、第三項の規定により老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該中途脱退者又はその遺族に通知しなければならない。

6 連合会は、中途脱退者又はその遺族の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないとき

は、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

（終了制度加入者等に係る措置）

第九十一条の三 終了制度加入者等（終了した確定給付企業年金の事業主等がその終了した日において老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下この条及び第九十三条の二第一項第二号において同じ。）は、終了した確定給付企業年金の清算人に第八十九条第六項の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産（以下「残余財産」という。）の連合会への移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該終了制度加入者等又はその遺族に対し、老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うものとする。

4 連合会が第二項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第八十九条第六項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

5 連合会は、第三項の規定により老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこととなったときは、その旨を当該終了制度加入者等又はその遺族に通知しなければならない。

6 前条第六項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

第九十一条の四 連合会が第九十三条の二第二項第一号に規定する業務を行っている場合にあつては、終了制度加入者等（当該確定給付企業年金が終了した日において障害給付金の受給権を有していた者に限る。以下この条及び第九十三条の二第二項第一号において同じ。）は、当該確定給付企業年金の清算人に残余財産の連合会への移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該終了制度加入者等又はその遺族に対し、障害給付金又は遺族給付金の支給を行うものとする。

4 前条第四項及び第五項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。この場合において

、同条第四項中「第二項」とあるのは「次条第二項」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「次条第三項」と、「老齡給付金」とあるのは「障害給付金」と、それぞれ読み替えるものとする。

5 第九十一条の二第六項の規定は、前項において読み替えて準用する前条第五項の規定による通知について準用する。

第九十一条の五 連合会が第九十三条の二第二項第二号に規定する業務を行っている場合にあつては、終了制度加入者等（当該確定給付企業年金が終了した日において遺族給付金の受給権を有していた者に限る。以下この条及び第九十三条の二第二項第二号において同じ。）は、当該確定給付企業年金の清算人に残余財産の連合会への移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該終了制度加入者等に対し、遺族給付金の支給を行うものとする。

4 第四十九条、第五十一条第一項及び第三項、第五十三条並びに第五十四条の規定は、連合会が支給す

る前項の遺族給付金について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 前項において準用する第五十一条第一項の規定にかかわらず、当該終了制度加入者等が死亡したときは、規約で定めるところにより、当該終了制度加入者等の次の順位の遺族に遺族給付金（一時金として支給するものに限る。次項において同じ。）を支給することができる。

6 前項の遺族は、当該終了制度加入者等に係る第四十八条各号に掲げる者とし、遺族給付金を受けることができる遺族の順位は連合会の規約で定めるところによる。この場合において、同条中「給付対象者」とあるのは、「第九十一条の五第一項に規定する終了制度加入者等」とする。

7 第九十一条の三第四項及び第五項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第九十一条の五第二項」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「第九十一条の五第三項」と、「老齢給付金又は遺族給付金」とあるのは「遺族給付金」と、それぞれ読み替えるものとする。

8 第九十一条の二第六項の規定は、前項において読み替えて準用する第九十一条の三第五項の規定によ

る通知について準用する。

(裁定)

第九十一条の六 連合会が支給する給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、連合会が裁定する。

2 連合会は、前項の規定による裁定に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。

(準用規定)

第九十一条の七 第三十一条、第三十三条、第三十四条第一項及び第三十五条の規定は連合会が支給する給付について、第三十六条第一項及び第二項(第二号を除く。)、第三十七条、第三十八条並びに第四十条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第四十七条、第四十八条、第五十三条及び第五十四条の規定は連合会が支給する第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項及び第九十一条の四第三項の遺族給付金について、第三十四条第二項、第四十四条、第四十六条、第五十二条及び第五十四条の規定は連合会が支給する障害給付金について、第五十九条、第六十条第一項及び第二項、第六十一条、第六十六条、第六十七条並びに第六十八条の規定はこの法律の規定による連合会の積立金の積立て及び

その運用について、第七十二条の規定はこの法律の規定により連合会が締結した資産運用契約について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(政令への委任)

第九十一条の八 この章に定めるもののほか、連合会による中途脱退者に係る措置及び終了制度加入者等に係る措置に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十三条中「農業協同組合連合会」の下に「、連合会」を加え、同条の次に次の三条を加える。

(連合会の業務の特例)

第九十三条の二 連合会は、厚生年金保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第九十一条の二第二項の規定により脱退一時金相当額の移換を受け、同条第三項の規定により中途脱退者又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。

二 第九十一条の三第二項の規定により残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により終了制度加入者等又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。

2 連合会は、厚生年金保険法及び前項の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 第九十一条の四第二項の規定により残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により終了制度加入者等又はその遺族について障害給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。

二 第九十一条の五第二項の規定により残余財産の移換を受け、同条第三項又は第五項の規定により終了制度加入者等又はその遺族について遺族給付金の支給を行うこと。

三 前条の規定による委託を受けて、事業主等の業務の一部を行うこと。

(区分経理)

第九十三条の三 連合会は、この法律の規定により行う業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(厚生年金保険法の適用)

第九十三条の四 第九十三条の二の規定により連合会が同条の業務を行う場合には、厚生年金保険法第八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定給付企業年金法」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十八条及び第九十九条中「事業主等」の下に「又は連合会」を加える。

第一百十条の次に次の一条を加える。

（厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転）

第一百十条の二 厚生年金基金は、その設立事業所（政令で定める場合にあつては、設立事業所の一部。以下この項において同じ。）が確定給付企業年金の実施事業所となつており、又は実施事業所となるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、当該確定給付企業年金の事業主等に、当該設立事業所に使用される当該厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付（厚生年金保険法第三百二十二条第二項に規定する額に相当する給付（以下「厚生年金代行給付」という。）を除く。）の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができる。

2 前項の認可の申請は、厚生年金保険法第一百七十条第一項の代議員会における同条第二項の代議員の定数の四分の三以上の多数による議決を経て行わなければならない。

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、第一項の申出があつたときは、厚生労働大臣の承認（当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあつては、認可）を受けて、同項の権利義務を承継することができる。

4 前項の規定により当該事業主等が権利義務を承継する場合においては、当該厚生年金基金から当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に積立金を移換するものとする。

5 第七十四条第二項及び第三項の規定は当該事業主等（当該確定給付企業年金が規約型企業年金である場合に限る。）が第三項の承認の申請を行う場合について、第七十六条第二項の規定は当該事業主等（当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に限る。）が第三項の認可の申請を行う場合について準用する。

6 第三項の規定により権利義務が移転された当該設立事業所に使用される当該厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者は、厚生年金保険法第四百九条第一項に規定する解散基金加入員とみなす。この場合において、同法第五百九条第四項第一号、第六十一条第四項から第八項まで及び第六十二条の規定は適用せず、同法第五百九条第一項及び第六十一条第一項から第三項までの規定の適用については、同法第五百九条第一項中「解散基金加入員」とあるのは「解散基金加入員並びに確定給付企業年金法第一百条の二第六項の規定により読み替えて適用する第六十一条第一項の規定による徴収に係る者」と、同法第六十一条第一項中「解散したとき」とあるのは「確定給付企業年金法第一百条の

「第二項の規定による権利義務の移転を行ったとき」と、「第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額」とあるのは「現価相当額」と、「解散した基金」とあるのは「権利義務の移転を行った基金」と、同条第二項及び第三項中「解散した」とあるのは「権利義務の移転を行った」とする。

第一百一十一条第一項中「厚生年金保険法第三十二条第二項に規定する額に相当する給付（以下「厚生年金代行給付」という。）」を「厚生年金代行給付」に改め、同条第三項中「第六十二条の三」を「第六十一条」に、「第六十二条の四」を「第六十二条」に改める。

第一百三十一条第一項中「第六十二条の三第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同条第二項中「厚生年金基金連合会」を「連合会」に改める。

第一百五十五条第二項中「第六十一条第二項又は」を「第十條の二第三項、第六十一条第二項又は」に改め、「遺族給付金（）」の下に「第十條の二第三項の承認若しくは認可を受けた日、」を加える。

第一百五十五条の次に次の四條を加える。

（確定給付企業年金から厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換）

第一百五條の二 確定給付企業年金の中途脱退者は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であつ

て、当該厚生年金基金の規約において、あらかじめ、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該確定給付企業年金の事業主等に脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、当該厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 当該厚生年金基金は、前項の規定により脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者に対し、厚生年金保険法第三百三十条第一項から第三項までに規定する給付（第五項及び第百十五条の五において「老齢年金給付等」という。）の支給を行うものとする。

4 当該確定給付企業年金の事業主等は、第二項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

5 当該厚生年金基金は、第三項の規定により老齢年金給付等の支給を行うこととなつたときは、その旨

を当該中途脱退者に通知しなければならない。

（厚生年金基金から確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換）

第百十五条の三 厚生年金基金の中途脱退者（厚生年金保険法第百四十四条の三第一項に規定する中途脱退者をいう。以下この条において同じ。）は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であつて、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該厚生年金基金から脱退一時金（同条第五項に規定する脱退一時金をいう。第四項において同じ。）の額に相当する額（以下この条において「脱退一時金相当額」という。）の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該厚生年金基金に脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 当該厚生年金基金は、前項の申出があつたときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者に対し、老齢給付金等の支給を行うものとする。

4 当該厚生年金基金は、第二項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

5 当該確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなったときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

(連合会から確定給付企業年金への積立金の移換)

第百十五条の四 連合会が第九十一条の二第三項又は第九十一条の三第三項の規定により老齢給付金の支給に関する義務を負っている者(以下「中途脱退者等」という。)は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であつて、連合会及び当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、連合会から当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に連合会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められているときは、連合会に当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、中途脱退者等が連合会が支給する老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2 連合会は、前項の申出があつたときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る積立金を移換するものとする。

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が積立金の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者等に対し、老齢給付金等の支給を行うものとする。

4 連合会は、第二項の規定により積立金を移換したときは、当該中途脱退者等に係る老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

5 当該確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなったときは、その旨を当該中途脱退者等に通知しなければならない。

(連合会から厚生年金基金への積立金の移換)

第百十五条の五 中途脱退者等は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であつて、連合会及び当該厚生年金基金の規約において、あらかじめ、連合会から当該厚生年金基金に連合会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められているときは、連合会に当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、中途脱退者等が連合会が支給する老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2 連合会は、前項の申出があつたときは、当該厚生年金基金に当該申出に係る積立金を移換するものと

する。

3 当該厚生年金基金は、前項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者等に対し、老齢年金給付等の支給を行うものとする。

4 連合会は、第二項の規定により積立金を移換したときは、当該中途脱退者等に係る老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

5 当該厚生年金基金は、第三項の規定により老齢年金給付等の支給を行うこととなったときは、その旨を当該中途脱退者等に通知しなければならない。

第一百六条中「並びに」を「、脱退一時金相当額の移換、」に改め、「徴収金の徴収」の下に「並びに連合会からの積立金の移換」を加える。

「第二節 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行」を「第二節 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等」に改める。

第十二章第二節中第一百七条の次に次の三条を加える。

（確定給付企業年金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換）

第一百七十七条の二 確定給付企業年金の中途脱退者は、企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。次条第一項において同じ。）又は個人型年金加入者（同法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。次条第一項において同じ。）の資格を取得したときは、当該確定給付企業年金の事業主等に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第二条第五項に規定する連合会（以下この条及び次条において「国民年金基金連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

4 当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等（確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。次条第四項において同じ。）又は国民年金基金連合会は、第二項の規定により脱退一時金相当額が当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に移換されたときは、そ

の旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

（連合会から確定拠出年金への積立金の移換）

第一百七十七条の三 中途脱退者等は、企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を取得した場合であつて、連合会の規約において、あらかじめ、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に連合会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められているときは、連合会に当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会への当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、中途脱退者等が連合会が支給する老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2 連合会は、前項の申出があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る積立金を移換するものとする。

3 連合会は、前項の規定により積立金を移換したときは、当該中途脱退者等に係る老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

4 当該企業型年金の企業型記録関連連运营管理機関等又は国民年金基金連合会は、第二項の規定により積立金が当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に移換されたときは、その旨を当該中途

脱退者等に通知しなければならない。

(政令への委任)

第一百七十七条の四 前二条に定めるもののほか、確定給付企業年金又は連合会から確定拠出年金への脱退一時金相当額又は積立金の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百二十二条を次のように改める。

第二百二十二条 基金又は連合会が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十五条の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

二 第九十一条の二第五項又は第九十一条の三第五項(第九十一条の四第四項及び第九十一条の五第七項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、通知をしないとき。

三 第九十一条の二第六項(第九十一条の三第六項、第九十一条の四第五項及び第九十一条の五第八項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

附則第三条第一項中「厚生年金基金連合会」を「連合会」に改め、同条第二項中「厚生年金基金連合会

の業務が行われる」を「連合会が同項の業務を行う」に改める。

(確定拠出年金法の一部改正)

第三十八条 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項に次のただし書を加える。

ただし、第一項の変更がすべての実施事業所に係るものでない場合であつて、規約において、あらかじめ、当該変更に係る事項を定めているときは、当該変更に係る実施事業所について前項の同意があつたときは、当該変更に係る実施事業所以外の実施事業所についても同項の同意があつたものとみなすことができる。

第六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該変更が同条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更のうち特に軽微なものとして厚生労働省令で定めるものである場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、準用しない。

第五十四条第一項後段を削る。

第六十二条第一項第二号中「第三項第八号」を「第三項第九号」に改める。

第三十九条 確定拠出年金法の一部を次のように改正する。

第二百二十条及び第二百二十一条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第四十条 確定拠出年金法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十四条の三」に改める。

第五十四条第三項を削る。

第二章第八節中第五十四条の次に次の二条を加える。

（脱退一時金相当額等の移換）

第五十四条の二 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、脱退一時金相当額等（厚生年金基金の脱退一時金相当額（厚生年金保険法第百四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。））、確定給付企業年金の脱退一時金相当額（確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。）又は企業年金連合会（厚生年金保険法第百四十九条第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。）の規約で定める年金給付等積立金（厚生年金保険法第百六十五条第五項に規定する年金給付等積立金をいう。）若しくは積立金（確定給付企業年金法第五十九条に規定す

る積立金をいう。)を総称する。以下同じ。)の移換を受けることができる。

2 前項の規定により資産管理機関が脱退一時金相当額等の移換を受けたときは、各企業型年金加入者等が当該厚生年金基金の設立事業所又は当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者等に係る第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

(政令への委任)

第五十四条の三 前二条に定めるもののほか、企業型年金の資産管理機関への資産及び脱退一時金相当額等の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十四条の次に次の一条を加える。

(脱退一時金相当額等の移換)

第七十四条の二 連合会は、政令で定めるところにより、脱退一時金相当額等の移換を受けることができる。

2 前項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受けたときは、各個人型年金加入者等が当該

厚生年金基金の設立事業所又は当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該個人型年金加入者等に係る第七十三条の規定により準用する第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、連合会への脱退一時金相当額等の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二条の次に次の見出し及び一条を加える。

(脱退一時金)

第二条の二 当分の間、次の各号のいずれにも該当する企業型年金加入者であつた者は、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に、脱退一時金の支給を請求することができる。

一 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でないこと。

二 当該請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額以下であること。

三 最後に当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月を経過していないこと。

2 前項の請求があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該企業型記録関連運営管理機関等の裁定に基づき、その請求をした者に脱退一時金を支給する。

3 脱退一時金の額は、第一項の請求をした者の個人別管理資産額として政令で定める額とする。

4 脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間は、第三十三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の通算加入者等期間に算入しない。

5 企業型年金加入者であつた者が第一項の請求をした場合における第八十三条第一項第一号の規定の適用については、同号中「六月以内」とあるのは、「六月以内（当該企業型年金加入者であつた者が附則第二条の二第一項の請求をした日の属する月の初日から同条第二項の裁定を受けた日の属する月の末日までの期間を除く。）」とする。

附則第三条の見出しを削り、同条第一項第五号中「第五十四条第二項」の下に「及び第五十四条の二第

二項」を、「限る」の下に「ものとし、第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあつては、当該期間を含む」を、「であること」の下に「又は請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額以下であること」を加え、同項に次の一号を加える。

七 前条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けていないこと。

第四十一条 確定拠出年金法の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項第一号及び同条第三項第六号中「第九十条の二第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「半額」を「一部の額」に改める。

（社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第四十二条 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第一項第五号中「附則第二十九条第五項」を「附則第二十九条第六項」に改める。

第四十三条 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び同条第五項に規定する保険料半額免除期間の月数」を「並びに同条第五項に規定する保険料四分の三免除期間の月数、同条第六項に規定する保険料半額免除期間の月数及び同条第七項に規定する保険料四分の一免除期間の月数」に改める。

第四十四条 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第六十条」を「第六十条第一項若しくは第四項」に改める。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第四十五条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第五条中「受入金」の下に「、積立金ヨリノ受入金」を加える。

第八条に次の一項を加える。

年金勘定ノ積立金ハ厚生年金保険事業ノ経営上ノ財源ニ充ツル為必要アルトキハ予算ノ定ムル所ニ依リ

年金勘定ノ歳入ニ繰入ルルコトヲ得

第四十六条 厚生保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第五条中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。

第四十七条 厚生保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第五条中「国庫納付金」の下に「、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十五条の三ノ規定ニ依ル厚生年金基金又ハ企業年金連合会ヨリノ徴収金」を加える。

第十三条第二項中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

（国民年金特別会計法の一部改正）

第四十八条 国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「第五条第六項」を「第五条第十項」に改め、同条第二項第二号中「第八十五条第一項第二号」の下に「（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年国民年金等改正法」という。）附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）」を加える。

第四条第一項及び第十六条第二項第一号中「第三項」の下に「並びに平成十六年国民年金等改正法附則

第十四条第一項」を、「第八十五条第一項」の下に「（平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）」を加える。

（健康保険法の一部改正）

第四十九条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第三項中「第四十三条」の下に「又は第四十三条の二」を加える。

第四十三条の次に次の一条を加える。

（育児休業等を終了した際の改定）

第四十三条の二 保険者は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業、同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業又は政令で定める法令に基づく育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日（以下この条において「育児休業等終了日」という。）

（）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより保険者に申出をしたときは、第四十一条の規定に

かわらず、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月（当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

第四十四条第一項中「若しくは第四十二条第一項」を「、第四十二条第一項若しくは前条第一項」に改め、「、第四十二条第一項」の下に「、第四十三条第一項」を加え、同条第三項中「、第四十二条第一項」の下に「、第四十三条第一項」を加える。

第八十六条第一項第一号中「第十三項」を「第十二項」に改める。

第一百十八条第一項中「保険給付」の下に「（傷病手当金及び出産手当金の支給にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。）」を加える。

第二百二十六条第三項中「前条」を「第三条第二項ただし書」に改める。

第二百五十九条中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）その他政令で定める法令に基づき育児休業」を「育児休業等」に、「申出をした日」を「育児休業等を開始した日」に、「育児休業が」を「育児休業等が」に改め、「（その日が当該育児休業に係る子が一歳六か月に達する日後であるときは、当該育児休業に係る子が一歳六か月に達する日）」を削る。

第二百十三條の次に次の一条を加える。

第二百十三條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八十三條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）第八十一条の規定による徴収職員の質問（社会保険庁に属する職員が行うものに限る。）に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第八十三條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四百十一条の規定による検査（社会保険庁に属する職員が行うものに限る。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し

偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

第二百十四条中「の代表者」を「（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）」に改め、「業務」の下に「又は財産」を、「第二百八条」の下に「又は前条」を加え、「同条」を「各本条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十条 健康保険法の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項、第四十三条第一項及び第四十三条の二第一項中「二十日」を「十七日」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第五十一条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条」を「第七十一条」に改める。

第四条第五項中「次条二」を「第四条ノ三二」に改め、同項第一号中「次条第一項第五号イ」を「第四条ノ三第一項第五号イ」に改める。

第四条ノ四第二項中「第四条ノ二第二項」を「第四条ノ三第二項」に改め、同条を第四条ノ五とし、第四条ノ三を第四条ノ四とする。

第四条ノ二第一項第一号中「又八報酬」を「報酬」に改め、「アリタル日」の下に「、育児休業等終了日ノ翌日又八勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリタル日」を加え、同項第二号中「取得シタル日」の下に「、育児休業等終了日ノ翌日又八勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリタル日」を加え、同項第三号中「又八報酬」を「報酬」に改め、「アリタル日」の下に「、育児休業等終了日ノ翌日又八勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリタル日」を加え、同条を第四条ノ三とし、第四条の次に次の一条を加える。

第四条ノ二 社会保険庁長官八育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号ニ規定スル育児休業又ハ同法第二十三条第一項ノ育児休業ノ制度ニ準ズル措置ニ依ル休業（以下育児休業等ト称ス）ヲ終了シタル被保険者（第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク）ガ当該育児休業等ヲ終了シタル日（以下本条及次条第一項ニ於テ育児休業等終了

日ト称ス）ニ於テ当該育児休業等ニ係ル三歳ニ満たザル子ヲ養育スル場合ニ於テ其ノ使用セラルル船舶所有者ヲ經由シテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ニ申出ヲ為シタルトキ八前条第三項乃至第五項ノ規定ニ依ルノ外育児休業等終了日ノ翌日現在ニ依リ報酬月額ヲ算定シ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザル場合ニ於テ八育児休業等終了日ノ翌日ノ属スル月ノ翌月（育児休業等終了日ノ翌日ガ月ノ初日ナルトキ八其ノ月）ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス

前項ノ規定ニ依リ標準報酬月額ガ改定セラレタル被保険者ニ付テ八前条第三項乃至第五項ノ規定ニ依ルノ外其ノ被保険者ノ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリタルニ因リ当該被保険者ニ支払ハルベキ報酬ガ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テ八社会保険庁長官八其ノ変更アリタル月ノ翌月（其ノ変更アリタル日ガ月ノ初日ナルトキ八其ノ月）ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス

第二十一条ノ三第一項中「第四条ノ四第一項」を「第四条ノ五第一項」に改め、「第五項」の下に「若八第四条ノ二」を加える。

第五十三条第一項ただし書中「除ク」の下に「モノトシ第二号及第三号ニ該当スル場合ニ於テ八傷病手

当金及出産手当金ノ支給（厚生労働省令ヲ以テ定ムル場合以外ノ場合ニ限ル）ヲ除クモノトス」を加える。

第五十七条ノ三第三項中「第六十九条ノ三第二項」を「第七十一条第二項」に改める。

第五十九条ノ四中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）其ノ他政令ヲ以テ定ムル法令ニ基ク育児休業」を「育児休業等」に、「命令」を「厚生労働省令」に、「申出アリタル」を「其ノ育児休業等ヲ開始シタル」に、「当該育児休業」を「其ノ育児休業等」に改める。

第六十九条ノ三を次のように改める。

第六十九条ノ三 左ノ各号ノ一二該当スル者八五十万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第十四条ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルモノトセラレタル国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）第四百十一条ノ規定ニ依ル徴収職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ又ハ偽リノ陳述ヲ為シタル者

二 第十四条ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルモノトセラレタル国税徴収法第四百十一条ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ当該検査ニ関シ偽リノ記載若ハ記録ヲ為シタル帳簿書類ヲ提示シタル者

第七十条中「ノ代表者」を「（法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノ（以下

本条ニ於テ人格ナキ社団等ト称ス）ヲ含ム以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ノ代表者（人格ナキ社団等ノ管理人ヲ含ム）」に改め、「業務」の下に「又ハ財産」を、「第六十八条」の下に「又ハ前条」を加え、「同条」を「各本条」に改め、同条に次の一項を加える。

人格ナキ社団等ニ付前項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人ガ其ノ訴訟行為ニ付当該人格ナキ社団等ヲ代表スルノ外法人ヲ被告人又ハ被疑者トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

第七十条の次に次の一条を加える。

第七十一条 船舶所有者又ハ第九条第一項ノ規定ニ依リ社会保険庁長官ノ指定シタル者故ナク同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ、同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル文書ノ提示ヲ為サズ又ハ同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル必要ナル事務ヲ行フコトヲ怠リタルトキ八十万円以下ノ過料ニ処ス

被保険者又ハ保険給付ヲ受クル者故ナク第九条第五項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル報告、申出若ハ届出ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告、申出若ハ届出ヲ為シ又ハ同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル文書ノ提

出ヲ為サザルトキ亦前項二同ジ

医師、歯科医師、薬剤師若八手当ヲ行ヒタル者又八之ヲ使用スル者第九条ノ三第一項ノ規定ニ依リ報告若八診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又八同項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若八虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキ亦第一項二同ジ

(児童手当法の一部改正)

第五十二条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第二条第一号」の下に「に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業」を、「第三条第一項」の下に「に規定する育児休業」を、「当該育児休業」の下に「又は休業」を加える。

(人事訴訟法の一部改正)

第五十三条 人事訴訟法(平成十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「又は財産の分与に関する処分」を「、財産の分与に関する処分又は標準報酬の按あん分割合に関する処分(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第七十八条の二第二項の規定によ

る処分をいう。」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、第八条、第十五条、第二十二條、第二十八條、第三十二條、第三十六條、第三十九條、第四十二條、第四十九條、第五十一條及び第五十二條並びに附則第四条、第十七條から第二十四條まで、第三十四條から第三十八條まで、第五十七條、第五十八條及び第六十條から第六十四條までの規定 平成十七年四月一日

二 第九条、第十六条、第二十条、第二十三條、第二十九條、第三十七條、第四十條及び第四十六條並びに附則第三十九條、第四十條、第五十九條及び第六十七條から第七十二條までの規定 平成十七年十月一日

三 第三条、第十条及び第十七條の規定 平成十八年四月一日

四 第四条、第十一条、第十八条、第四十一条、第四十三条、第四十八条及び第五十条並びに附則第九条第二項、第十条、第十三条第四項、第十四条、第五十六条の表平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。）から特定年度の前年度までの各年度の項及び第六十条五条の規定 平成十八年七月一日

五 附則第四十七条の規定 平成十八年十月一日

六 第五条、第十二条、第十九条、第二十条の二、第二十三条の二、第二十五条、第三十条、第三十三条、第四十四条、第四十七条及び第五十三条並びに附則第四十一条から第四十六条まで、第四十八条及び第五十五条の規定 平成十九年四月一日

七 第六条、第十三条、第二十六条及び第三十四条並びに附則第四十九条及び第五十条の規定 平成二十年四月一日

（給付水準の下限）

第二条 国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算して得た額の第三号に掲げる額に対する比率が百分の五十を上回る

こととなるような給付水準を将来にわたり確保するものとする。

一 当該年度における国民年金法による老齢基礎年金の額（当該年度において六十五歳に達し、かつ、保険料納付済期間の月数が四百八十である受給権者について計算される額とする。）を当該年度の前年度までの標準報酬額等平均額（第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬額等平均額をいう。）の推移を勘案して調整した額を十二で除して得た額に二を乗じて得た額に相当する額

二 当該年度における厚生年金保険法による老齢厚生年金の額（当該年度の前年度における男子である同法による被保険者（次号において「男子被保険者」という。）の平均的な標準報酬額（同法による標準報酬月額と標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいう。次号において同じ。）に相当する額に当該年度の前年度に属する月の標準報酬月額又は標準賞与額に係る再評価率（第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいい、当該年度に六十五歳に達する受給権者に適用されるものとする。）を乗じて得た額を平均標準報酬額とし、被保険者期間の月数を四百八十として第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項の規定の例により

計算した額とする。)を十二で除して得た額に相当する額

三 当該年度の前年度における男子被保険者の平均的な標準報酬額に相当する額から当該額に係る公租公課の額を控除して得た額に相当する額

2 政府は、第一条の規定による改正後の国民年金法第四条の三第一項の規定による国民年金事業に関する財政の現況及び見通し又は第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第二条の四第一項の規定による厚生年金保険事業に関する財政の現況及び見通しの作成に当たり、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に前項に規定する比率が百分の五十を下回ることが見込まれる場合には、同項の規定の趣旨にのっとり、第一条の規定による改正後の国民年金法第十六条の二第一項又は第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項の措置を講ずる場合には、給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。

(検討)

第三条 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

2 前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。

3 短時間労働者に対する厚生年金保険法の適用については、就業形態の多様化の進展を踏まえ、被用者としての年金保障を充実する観点及び企業間における負担の公平を図る観点から、社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響、事務手続の効率性、短時間労働者の意識、就業の実態及び雇用への影響並びに他の社会保障制度及び雇用に関する施策その他の施策との整合性に配慮しつつ、企業及び被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、この法律の施行後五年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。

第四条 政府は、第八条の規定の施行後適当な時期において、第八条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八条の二の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な

措置を講ずるものとする。

(国民年金事業に関する財政の現況及び見通しの作成に関する経過措置)

第五条 第一条の規定による改正後の国民年金法第十六条の二第一項及び第七十七条第四項の規定の適用については、平成十六年における第一条の規定による改正前の国民年金法第八十七条第三項の規定による再計算を第一条の規定による改正後の国民年金法第四条の三第一項の規定による財政の現況及び見通しの作成とみなす。

(国民年金法による年金たる給付等の額に関する経過措置)

第六条 平成十六年九月以前の月分の国民年金法による年金たる給付(付加年金を除く。)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)附則第三十条第一項に規定する年金たる給付の額については、なお従前の例による。

(国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置)

第七条 国民年金法による年金たる給付(付加年金を除く。)及び昭和六十年改正法附則第三十二条第五項に規定する障害年金については、第一条の規定による改正後の国民年金法又は第十四条の規定による改正

後の昭和六十年改正法の規定（以下この項において「改正後の国民年金法等の規定」という。）により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の国民年金法又は第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定（以下この条において「改正前の国民年金法等の規定」という。）により計算した額に満たない場合は、改正前の国民年金法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の国民年金法等の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前の国民年金法等の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

<p>第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条</p>	<p>八十万四千二百円</p>	<p>八十万四千二百円に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この条の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の</p>
--------------------------------	-----------------	---

<p>第一条の規定による改正前</p>	
<p>八十万四千二百円</p>	
<p>八十万四千二百円に〇・九八八を乗</p>	<p>前年)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八(この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>

<p>の国民年金法第三十三条第一項及び第三十八条</p>		<p>じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>第一条の規定による改正前の国民年金法第三十三条の二第一項、第三十九条第一項及び第三十九条の二第一項</p>	<p>七万七千百円</p>	<p>七万七千百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
	<p>二十三万千四百円</p>	<p>二十三万千四百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の</p>

		<p>端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>第十四条の規定による改正 前の昭和六十年改正法附則 第十四条第一項</p>	<p>二十三万千四百円</p>	<p>二十三万千四百円に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この項の規定によ</p>

		<p>る率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
--	--	---

第八条 昭和六十年改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付（障害年金を除く。）については、第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第三十二条第二項（以下この項において「改正後の附則第三十二条第二項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第

三十二条第二項（次項において「改正前の附則第三十二条第二項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとし、改正後の附則第三十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前の附則第三十二条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条第一項	合算した額	
		合算した額に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）

	<p>の物価指数を下回るに至つた場合に おいては、その翌年の四月以降、○ ・九八八（この項の規定による率の 改定が行われたときは、当該改定後 の率）にその低下した比率を乗じて 得た率を基準として政令で定める率 とする。以下同じ。）を乗じて得た 額</p>
<p>八十万四千二百円</p>	<p>八十万四千二百円に○・九八八を乗 じて得た額（その額に五十円未満の 端数が生じたときは、これを切り捨 て、五十円以上百円未満の端数が生 じたときは、これを百円に切り上げ</p>

<p>昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第三十八条及び第四十三条</p>	<p>八十万四千二百円</p>	<p>るものとする。)</p> <p>八十万四千二百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>
<p>昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第三十九条第一項及び第四十四条第一項</p>	<p>七万七千百円</p>	<p>七万七千百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>

	<p>二十三万千四百円</p>	<p>二十三万千四百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第三十九条の二第一項</p>	<p>二十三万千四百円</p>	<p>二十三万千四百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>昭和六十年改正法第一条の</p>	<p>四十一万二千円</p>	<p>四十一万二千円に〇・九八八を乗じ</p>

<p>規定による改正前の国民年金法第七十七条第一項ただし書、第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項</p>		<p>て得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第七十七条第一項第一号</p>	<p>額</p>	<p>額に〇・九八八を乗じて得た額</p>
<p>昭和六十年改正法附則第九十九条の規定による改正前の国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律</p>	<p>四十一万五千八百円</p>	<p>四十一万五千八百円に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項</p>

の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする

	<p>昭和六十年改正法第六条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「改正前の法律第九十二号」という。）</p> <p>附則第二十条第二項</p>	<p>る。）</p>
<p>昭和六十年改正法第六条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「改正前の法律第九十二号」という。）</p> <p>附則第二十条第二項</p>	<p>四十一万五千八百円</p>	<p>四十一万五千八百円に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で</p>

		<p>定める率とする。) を乗じて得た額 (その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>
--	--	---

(老齡基礎年金の額の計算に関する経過措置)

第九条 平成十六年十月から平成十八年六月までの月分として支給される国民年金法による老齡基礎年金の額については、第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条第二号中「四分の三」とあるのは「三分の二」と、同条第三号中「四分の一」とあるのは「三分の一」と、同条第四号中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。

2 平成十八年七月から別に法律で定める月(次条第一項、附則第十四条第二項第一号及び第十六条第二項において「特定月」という。)の前月までの月分として支給される国民年金法による老齡基礎年金の額に

については、第四条の規定による改正後の国民年金法第二十七条第二号中「八分の七」とあるのは「六分の五」と、同条第三号中「八分の三」とあるのは「二分の一」と、同条第四号中「四分の三」とあるのは「三分の二」と、同条第五号中「四分の一」とあるのは「三分の一」と、同条第六号中「八分の五」とあるのは「二分の一」と、同条第七号中「八分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第八号中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。

第十条 特定月の前月以前の期間に係る保険料免除期間を有する者であつて、第四条の規定による改正後の国民年金法第二十七条ただし書に該当するものに支給する特定月以後の月分の国民年金法による老齢基礎年金の額については、同条ただし書（同法第二十八条第四項、附則第九条の二第四項並びに第九条の二の二第四項及び第五項並びに他の法令において適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、七十八万九百円に同法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額とする。

一 保険料納付済期間の月数

二 特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の七に相当する月数

三 特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の八分の三に相当する月数

四 特定月の前月以前の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数及び特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の六分の五に相当する月数

五 特定月の前月以前の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の二分の一に相当する月数

六 特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数及び保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の四分の三に相当する月数

七 特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の四分の一に相当する月数

八 特定月の前月以前の期間に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数及び特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の三分の二に相当する月数

九 特定月の前月以前の期間に係る保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の三分の一に相当する月数

十 特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数及び保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の五に相当する月数

十一 特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の八分の一に相当する月数

十二 特定月の前月以前の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の

月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の二分の一に相当する月数

十三 特定月の前月以前の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の六分の一に相当する月数

十四 特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間（国民年金法第九十条の三第一項又は附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。次号において同じ。）の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の二分の一に相当する月数

十五 特定月の前月以前の期間に係る保険料全額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数、保険料四分の三免除期間の月数及び特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）

の三分の一に相当する月数

2 昭和六十年改正法附則別表第四の上欄に掲げる者について前項の規定を適用する場合には、同項中「四百八十」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

(平成十七年度から平成二十年度までにおける改定率の改定に関する経過措置)

第十一条 平成十七年度及び平成十八年度における第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条の二から第二十七条の五までの規定の適用については、同法第二十七条の二第二項第二号及び第三号に掲げる率をそれぞれ一とみなす。

2 平成十九年度における第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条の二第二項第三号の規定の適用については、同号イ中「九月一日」とあるのは、「十月一日」とする。

3 平成二十年度における第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条の二第二項第三号の規定の適用については、同号口中「九月一日」とあるのは、「十月一日」とする。

(改定率の改定の特例)

第十二条 国民年金法による年金たる給付その他政令で定める給付の受給権者(以下この条において「受給

権者」という。）のうち、当該年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回る区分（同一の改定率（第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。以下この条において同じ。）が適用される受給権者ごとの区分をいう。次項において同じ。）に属するものに適用される改定率の改定については、同法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定は、適用しない。

一 第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（同法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率を基礎として計算した額とする。）

二 附則第七条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額

2 受給権者のうち、当該年度において、前項第一号に掲げる額が同項第二号に掲げる額を上回り、かつ、第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条の四第二項第一号に規定する調整率（以下この項において「調整率」という。）が前項第一号に掲げる額に対する同項第二号に掲げる額の比率を下回る区分に属するものに適用される改定率の改定に対する同法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定の適用につ

いては、当該比率を調整率とみなす。

(基礎年金の国庫負担に関する経過措置)

第十三条 平成十六年度における第一条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第九条第一項の規定により読み替えられた第二十七条第三号に規定する月数」と、「二分の一」とあるのは「三分の一」と、同項第二号イ中「四で除して」とあるのは「六で除して」と、「二で除して」とあるのは「三で除して」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の四十」とする。

2 国庫は、平成十六年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、前項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項各号に掲げる額及び昭和六十年改正法附則第三十四条第一項各号（第一号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる額（同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の

合算額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号八に規定する額の三分の一に相当する額を除く。）のほか、五十七億五千五百七十一万六千円を負担する。

3 平成十七年度及び平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月の前月までの期間に限る。）における第一条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第九条第一項の規定により読み替えられた第二十七条第三号に規定する月数」と、「の二分の一に相当する額」とあるのは「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ中「四で除して」とあるのは「六で除して」と、「二で除して」とあるのは「三で除して」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の四十」とする。

4 平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。）から別に法律で定める年度（次条第一項及び第二項、附則第十六条第一項、第三十二条第三項並びに第五十六条において「特定年度」という。）の前年度までの各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する

月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第九条第二項の規定により読み替えられた第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」と、「の二分の一に相当する額」とあるのは「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ(1)中「八分の一を乗じて」とあるのは「十二分の一を乗じて」と、同号イ(2)中「四分の一を乗じて」とあるのは「六分の一を乗じて」と、同号イ(3)中「八分の三を乗じて」とあるのは「四分の一を乗じて」と、同号イ(4)中「二分の一を乗じて」とあるのは「三分の一を乗じて」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の四十」とする。

第十四条 特定年度以後の各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「第七号」とあるのは、「第七号並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第十条第一項第三号、第五号、第七号、第九号、第十一号及び第十三号」とする。

2 特定年度以後の各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第二号に掲げる額は、当分の間、同号の規定にかかわらず、当該年度における保険料免除期間を有する者に係る国民年

金法による老齡基礎年金（同法第二十七条ただし書（附則第十条第一項において適用する場合を含む。）の規定によつてその額が計算されるものに限る。）の給付に要する費用の額に、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額とする。

一 次に掲げる数を合算した数

イ 当該特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の一を乗じて得た数

ロ 当該特定月の前月以前の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数及び当該特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に十二分の一を乗じて得た数

ハ 当該特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数及び当該保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に四分の一を乗じて得た数

ニ 当該特定月の前月以前の期間に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期

間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数及び当該特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に六分の一を乗じて得た数

ホ 当該特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数及び当該保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の三を乗じて得た数

ヘ 当該特定月の前月以前の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数及び当該特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。

）に四分の一を乗じて得た数

ト 当該特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間（国民年金法第九十条の三第一項又は附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数及び当該保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数

を控除して得た月数を限度とする。)に二分の一を乗じて得た数

チ 当該特定月の前月以前の期間に係る保険料全額免除期間の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数、当該保険料四分の三免除期間の月数及び当該特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)に三分の一を乗じて得た数

二 附則第十条第一項各号に掲げる月数を合算した数

3 前項の規定の適用については、当分の間、同項中「四百八十」とあるのは、「四百八十(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則別表第四の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる数)」と読み替えるものとする。

(基礎年金の国庫負担割合の引上げ)

第十五条 基礎年金については、平成十七年度及び平成十八年度において、我が国の経済社会の動向を踏まえつつ、所要の税制上の措置を講じた上で、別に法律で定めるところにより、国庫負担の割合を適切な水準へ引き上げるものとする。

第十六条 特定年度については、平成十九年度を目途に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成二十一年度までの間のいずれかの年度を定めるものとする。

2 前項の規定は、特定月について準用する。この場合において、前項中「平成二十一年度までの間のいずれかの年度」とあるのは、「平成二十二年三月までの間のいずれかの月」と読み替えるものとする。

（老齡基礎年金の支給の繰下げに関する経過措置）

第十七条 第二条の規定による改正後の国民年金法第二十八条の規定は、平成十七年四月一日前において国民年金法による年金たる給付（老齡基礎年金及び付加年金を除く。）又は被用者年金各法による年金たる給付（老齡又は退職を支給事由とするものを除く。）の受給権を有する者については、適用しない。

（平成十八年度及び平成十九年度における保険料改定率の改定に関する経過措置）

第十八条 平成十八年度及び平成十九年度における第二条の規定による改正後の国民年金法第八十七条第三項の保険料改定率の改定については、同条第五項第二号に掲げる率を一とみなして、同項の規定を適用する。

(国民年金の保険料の免除の特例)

第十九条 平成十七年四月から平成十八年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等(国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者又は第一号被保険者であつた者をいう。以下この条において同じ。)であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、社会保険庁長官は、当該被保険者期間のうちその指定する期間(第二条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項の規定の適用を受ける期間又は同法第九十条第一項に規定する学生等(以下「学生等」という。)である期間若しくは学生等であつた期間を除く。)に係る国民年金の保険料については、国民年金法第八十八条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたもの及び同法第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第四項に規定する保険料全額免除期間(同法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。)に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 第二条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 国民年金の保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2 平成十八年七月から平成二十七年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、社会保険庁長官は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、国民年金法第八十条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたもの及び同法第九十三条第一項の規定により前納された

ものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第四条の規定による改正後の国民年金法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 国民年金の保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

3 国民年金法第九十条第二項及び第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

4 第一項又は第二項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた者及びこれらの規定により納付することを要しないものとされた保険料については、国民年金法その他の法令の規定を適用する場

合においては、同法第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた者及び同項の規定により納付することを要しないものとされた保険料とみなすほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

- 5 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者については、第一項及び第二項の規定を適用しない。
- 6 第一項第一号及び第二項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(第三号被保険者の届出の経過措置)

第二十条 第二条の規定による改正後の国民年金法附則第七条の三第二項の規定は、平成十七年四月一日前の期間については、適用しない。

(第三号被保険者の届出の特例)

第二十一条 国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者(以下この項において「第三号被保険者」という。)又は第三号被保険者であつた者は、平成十七年四月一日前のその者の第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間のうち、第二条の規定による改正前の国民年金法附則第七条の三の規定により国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間(以下「保険料納付済期間」という。)に算入

されない期間（同法附則第七条の二の規定により保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間を除く。）について、社会保険庁長官に届出をすることができる。

2 前項の規定により届出が行われたときは、第二条の規定による改正後の国民年金法附則第七条の三第一項の規定にかかわらず、届出が行われた日以後、届出に係る期間は保険料納付済期間に算入する。

3 国民年金法による老齢基礎年金又は昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢年金若しくは通算老齢年金の受給権者が第一項の規定による届出を行い、前項の規定により届出に係る期間が保険料納付済期間に算入されたときは、当該届出のあった日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

4 第二項の規定により第一項の届出に係る期間が保険料納付済期間に算入された者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に保険料納付済期間に算入される期間」とする。

（任意加入被保険者の資格の喪失に関する経過措置）

第二十二條 平成十七年三月三十一日において国民年金法附則第五条第一項の規定の適用を受ける被保険者

であつた者が、同年四月一日において第二条の規定による改正後の国民年金法附則第五条第五項第四号の規定に該当するときは、その者は、同日に、当該被保険者の資格を喪失する。

(任意加入被保険者の特例)

第二十三条 昭和三十年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、社会保険庁長官に申し出て、国民年金の被保険者となることができ。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。

一 日本国内に住所を有する六十五歳以上七十歳未満の者

二 日本国籍を有する者であつて、日本国内に住所を有しない六十五歳以上七十歳未満のもの

2 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者(昭和三十年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者に限る。)が六十五歳に達した場合において、前項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を有しないときは、同項の申出があつたものとみなす。

- 3 第一項の規定による申出をした者は、その申出をした日（前項の規定により申出があつたものとみなされた者にあつては、六十五歳に達した日）に国民年金の被保険者の資格を取得するものとする。
- 4 国民年金法第十三条第一項の規定は、第一項の規定による申出があつた場合に準用する。
- 5 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、社会保険庁長官に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。
- 6 第一項の規定による国民年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第二号、第四号又は第五号に該当するに至つたときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。
 - 一 死亡したとき。
 - 二 国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者の資格を取得したとき。
 - 三 第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を取得したとき。
 - 四 七十歳に達したとき。
 - 五 前項の申出が受理されたとき。

7 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号に該当するに至つた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有しなくなつたとき。

二 保険料を滞納し、国民年金法第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

8 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第六項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有するに至つたとき。

二 日本国籍を有しなくなつたとき。

三 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく二年間が経過したとき。

9 第一項の規定による国民年金の被保険者は、国民年金法第七十四条の規定の適用については、第一号被

保険者とみなし、当該被保険者としての国民年金の被保険者期間は、同法第五条第二項の規定の適用については同法第七条第一項第一号に規定する被保険者としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十二条の二から第五十二条の五まで並びに同法附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。

10 第一項の規定による国民年金の被保険者については、国民年金法第八十九条から第九十条の三までの規定を適用しない。

(国民年金法による脱退一時金の額に関する経過措置)

第二十四条 平成十七年四月前の保険料納付済期間(第一号被保険者に係るものに限る。)及び保険料半額免除期間のみに係る国民年金法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。

(厚生年金保険事業に関する財政の現況及び見通しの作成に関する経過措置)

第二十五条 第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第三十四条第一項及び第七十九条の四第四項の規定の適用については、平成十六年における第七条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条第四項の規定による再計算を第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第二条の四第一項の規定による財政の

現況及び見通しの作成とみなす。

（厚生年金保険法による年金たる保険給付等の額に関する経過措置）

第二十六条 平成十六年九月以前の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項及び第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金たる給付並びに厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金である給付及び平成十三年統合法附則第二十五条第四項に規定する特例年金給付の額については、なお従前の例による。

（厚生年金保険法による年金たる保険給付等の額の計算に関する経過措置）

第二十七条 厚生年金保険法による年金たる保険給付については、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法、第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法又は第二十七条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の厚生年金保

險法等の規定」という。）により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第七条の規定による改正前の厚生年金保険法、第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法又は第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において「改正前の厚生年金保険法等の規定」という。）により計算した額に満たない場合は、改正前の厚生年金保険法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の厚生年金保険法等の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前の厚生年金保険法等の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

第七条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条第二項	二十二万四千四百円	二十二万四千四百円に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたとき
------------------------------	-----------	---

は、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

<p>第七条の規定による改正前</p>	<p>第七条の規定による改正前の厚生年金保険法第五十条第三項及び第六十二条第一項</p>	
<p>二十三万千四百円</p>	<p>六十万三千二百円</p>	<p>七万七千百円</p>
<p>二十三万千四百円に〇・九八八を乗</p>	<p>六十万三千二百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>	<p>七万七千百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>

<p>の厚生年金保険法第五十条の二第二項</p>		<p>じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>第七条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号</p>	<p>乗じて得た額</p>	<p>乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額</p>
<p>第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十二条</p>	<p>合算した額</p>	<p>合算した額に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この条の規定による率の改定が行われたときは、直</p>

<p>第十四条の規定による改正</p>	<p>第十四条の規定による改正 前の昭和六十年改正法附則 第五十九条第二項第一号</p>	
<p>三万四千百円</p>	<p>乗じて得た額</p>	
<p>三万四千百円に〇・九八八を乗じて</p>	<p>乗じて得た額に〇・九八八を乗じて 得た額</p>	<p>近の当該改定が行われた年の前年） の物価指数を下回るに至つた場合に おいては、その翌年の四月以降、〇 ・九八八（この条の規定による率の 改定が行われたときは、当該改定後 の率）にその低下した比率を乗じて 得た率を基準として政令で定める率 とする。以下同じ。）を乗じて得た 額</p>

前の昭和六十年改正法附則

第六十条第二項

	<p>得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>六万八千三百円</p>	<p>六万八千三百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>十万二千五百円</p>	<p>十万二千五百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端</p>

	<p>数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>十三万六千六百円</p>	<p>十三万六千六百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>十七万七百元</p>	<p>十七万七百元に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、</p>

	<p>第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法附則第二十一条第一項</p>	
	<p>一・〇三一を乗じて得た額</p>	<p>五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p> <p>一・〇三一を乗じて得た額に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回らに到った場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたとき</p>

は、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。）を乗じて得た額

第二十八条 昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付については、第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第七十八条第二項（以下この項において「改正後の附則第七十八条第二項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第七十八条第二項（次項において「改正前の附則第七十八条第二項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとし、改正後の附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる改正前の附則第七十八条第二項の規定により読み替えられ

てなおその効力を有するものとされた法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第二十四条第一項 第一号	乗じて得た額	乗じて得た額に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年（）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定の率）にその低下した比率を乗じ
---	--------	--

		<p>て得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た額</p>
<p>昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四条第一項第二号</p>	<p>乗じて得た額</p>	<p>乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額</p>
<p>昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四条第四項</p>	<p>合算額</p>	<p>合算額に〇・九八八を乗じて得た額</p>
<p>昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四条第五項</p>	<p>二十三万千四百円</p>	<p>二十三万千四百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨</p>

<p>昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第五十条第一項第三号及び第六十条第二項</p>		
	<p>八十万四千二百円</p>	<p>七万七千円</p>
<p>八十万四千二百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生</p>	<p>八十万四千二百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>	<p>て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p> <p>七万七千円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>

		<p>じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二条の二第一項</p>	<p>十五万四千二百円</p>	<p>十五万四千二百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
	<p>二十六万九千九百円</p>	<p>二十六万九千九百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上</p>

	<p>昭和六十年改正法附則第二 条第一項の規定による廃止 前の厚生年金保険及び船員 保険交渉法（昭和二十九年 法律第百十七号。以下「旧 交渉法」という。）第二十 五条の二</p>	<p>八十万四千二百円</p>
		<p>げるものとする。） 八十万四千二百円に〇・九八八（総 務省において作成する年平均の全国 消費者物価指数（以下「物価指数」 という。）が平成十五年（この条の 規定による率の改定が行われたとき は、直近の当該改定が行われた年の 前年）の物価指数を下回るに至った 場合においては、その翌年の四月以 降、〇・九八八（この条の規定によ る率の改定が行われたときは、当該 改定後の率）にその低下した比率を 乗じて得た率を基準として政令で定</p>

		<p>める率とする。() を乗じて得た額 (その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする)。</p>
<p>改正前の法律第九十二号附則第三条第二項</p>	<p>八十万四千二百円</p>	<p>八十万四千二百円に〇・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。) が平成十五年(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた</p>

<p>則第三条第三項</p>	<p>改正前の法律第九十二号附</p>
<p>二十三万千四百円</p>	
<p>じて得た額（その額に五十円未満の</p>	<p>場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>

		<p>端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
	<p>七万七千百円</p>	<p>七万七千百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>

第二十九条 昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付については、第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十七条第三項（以下この項において「改正後の附則第八十七条第三項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が

、次項の規定により読み替えられた第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十七条第三項（次項において「改正前の附則第八十七条第三項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとし、改正後の附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる改正前の附則第八十七条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

<p>昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）第三十五条第一号</p>	<p>五十六万五千七百四十円トス</p>	<p>五十六万五千七百四十円トス）二〇・九八八（総務省ニ於テ作成スル年平均ノ全国消費者物価指数（以下「物価指数」ト称ス）ガ平成十五年（此ノ号ノ規定ニ依ル率ノ改定ガ行ハ</p>
---	----------------------	---

<p>一 項 及 び 第 四 十 一 条 ノ 二 第</p> <p>旧 船 員 保 険 法 第 三 十 六 条 第</p>	<p>二 号</p> <p>旧 船 員 保 険 法 第 三 十 五 条 第</p>	
<p>二 十 三 万 千 四 百 円</p>	<p>乗 ジ テ 得 タ ル 額</p>	
<p>二 十 三 万 千 四 百 円 二 〇 ・ 九 八 八 ヲ 乗 ジ テ 得 タ ル 額 (其 ノ 額 二 五 十 円 未 満</p>	<p>乗 ジ テ 得 タ ル 額 二 〇 ・ 九 八 八 ヲ 乗 ジ テ 得 タ ル 額</p>	<p>レ タ ル ト キ 八 直 近 ノ 当 該 改 定 ガ 行 ハ レ タ ル 年 ノ 前 年) ノ 物 価 指 数 ヲ 下 ル 二 至 リ タ ル 場 合 ニ 於 テ 八 其 ノ 翌 年 ノ 四 月 以 降 、 〇 ・ 九 八 八 (此 ノ 号 ノ 規 定 ニ 依 ル 率 ノ 改 定 ガ 行 ハ レ タ ル ト キ 八 当 該 改 定 後 ノ 率) ニ 其 ノ 低 下 シ タ ル 比 率 ヲ 乗 ジ テ 得 タ ル 率 ヲ 基 準 ト シ テ 政 令 ヲ 以 テ 定 ム ル 率 ト ス 以 下 之 ニ 同 ジ) ヲ 乗 ジ テ 得 タ ル 額</p>

一
項

	四十六万二千八百円	七万七千百円
ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未滿ノ端数アルトキハ之ヲ百円二切上グルモノトス)	四十六万二千八百円ニ〇・九八八ヲ乘ジテ得タル額(其ノ額二十五円未滿ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未滿ノ端数アルトキハ之ヲ百円二切上グルモノトス)	七万七千百円ニ〇・九八八ヲ乘ジテ得タル額(其ノ額二十五円未滿ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未滿ノ端数アルトキハ之ヲ百円二切上グルモノトス)

<p>旧船員保険法第四十一条第二項及び第五十条ノ二第三項</p>	<p>八十万四千二百円</p>	<p>八十万四千二百円二〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）</p>
<p>旧船員保険法第五十条ノ二第一項第二号イ及びハ並びに第五十条ノ三ノ三</p>	<p>相当スル額</p>	<p>相当スル額二〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額</p>
<p>旧船員保険法第五十条ノ二第一項第二号ロ</p>	<p>九万四千二百九十円</p>	<p>九万四千二百九十円二〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額二十五銭未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十銭以上一円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一円ニ切上グルモノトス）</p>

<p>旧船員保険法第五十条ノ二 第二項</p>	<p>相当スル金額</p>	<p>相当スル金額二〇・九八八ヲ乗ジテ 得タル額</p>
<p>旧船員保険法第五十条ノ三 ノ二</p>	<p>十五万四千二百円</p>	<p>十五万四千二百円二〇・九八八ヲ乗 ジテ得タル額（其ノ額二十五円未 満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十 円以上百円未満ノ端数アルトキハ之 ヲ百円ニ切上グルモノトス）</p>
<p>旧船員保険法別表第三ノ二</p>	<p>二十六万九千九百円</p>	<p>二十六万九千九百円二〇・九八八ヲ 乗ジテ得タル額（其ノ額二十五円未 満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十 円以上百円未満ノ端数アルトキハ之 ヲ百円ニ切上グルモノトス）</p>
<p>旧船員保険法別表第三ノ二</p>	<p>二三一、四〇〇円</p>	<p>二三一、四〇〇円二〇・九八八ヲ乗</p>

	<p>ジテ得タル額（其ノ額二五〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五〇円以上一〇〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一〇〇円ニ切上グルモノトス）</p>
<p>四六二、八〇〇円</p>	<p>四六二、八〇〇円二〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額二五〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五〇円以上一〇〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一〇〇円ニ切上グルモノトス）</p>
<p>五三九、九〇〇円</p>	<p>五三九、九〇〇円二〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額二五〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五〇円以上一〇〇円未満ノ端数アルトキハ</p>

	<p>七七、一〇〇円</p>	<p>之ヲ一〇〇円ニ切上グルモノトス)</p>
<p>旧交渉法第二十六条</p>	<p>相当スル金額</p>	<p>相当スル金額ニ〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額</p>
<p>八十万四千二百円</p>	<p>八十万四千二百円ニ〇・九八八(総務省ニ於テ作成スル年平均ノ全国消費者物価指数(以下「物価指数」ト称ス)ガ平成十五年(此ノ条ノ規定ニ依ル率ノ改定ガ行ハレタルトキハ</p>	

昭和六十年改正法附則第百	
乗じて得た額	
乗じて得た額に〇・九八八（総務省	<p>直近ノ当該改定ガ行ハレタル年ノ前 年）ノ物価指数ヲ下ルニ至リタル場 合ニ於テハ其ノ翌年ノ四月以降、〇 ・九八八（此ノ条ノ規定ニ依ル率ノ 改定ガ行ハレタルトキハ当該改定後 ノ率）ニ其ノ低下シタル比率ヲ乗ジ テ得タル率ヲ基準トシテ政令ヲ以テ 定ムル率トス）ヲ乗ジテ得タル額（ 其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキ ハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ 端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グル モノトス）</p>

七条の規定による改正前の
船員保険法の一部を改正す
る法律（昭和四十年法律第
百五号）附則第十六条第三
項

において作成する年平均の全国消費
者物価指数（以下「物価指数」とい
う。）が平成十五年（この項の規定
による率の改定が行われたときは、
直近の当該改定が行われた年の前年
）の物価指数を下回るに至つた場合
においては、その翌年の四月以降、
〇・九八八（この項の規定による率
の改定が行われたときは、当該改定
後の率）にその低下した比率を乗じ
て得た率を基準として政令で定める
率とする。以下同じ。）を乗じて得
た額

<p>昭和六十年改正法附則第百七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律附則第十六条第四項第一号</p>	<p>乗じて得た額</p> <p>百三十二万六十円</p>	<p>乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額</p> <p>百三十二万六十円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）</p>
<p>改正前の法律第九十二号附則第八条第四項</p>	<p>八十万四千二百円</p>	<p>八十万四千二百円に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたとき</p>

は、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする)。

(平成十七年度から平成二十年度までにおける再評価率の改定等に関する経過措置)

第三十条 平成十七年度及び平成十八年度における第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五までの規定の適用については、同法第四十三条の二第一項第三号に掲げる率を一定とみなす。

2 平成十九年度における第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条の二第一項第三号の規定の適用については、同号イ中「九月一日」とあるのは、「十月一日」とする。

3 平成二十年度における第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条の二第一項第三号の規定の適用については、同号ロ中「九月一日」とあるのは、「十月一日」とする。

(再評価率等の改定等の特例)

第三十一条 厚生年金保険法による年金たる保険給付(政令で定めるものに限る。)その他政令で定める給付の受給権者(以下この条において「受給権者」という。)のうち、当該年度において第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数を下回る区分(第七条の規定による改正後の厚生年金保険法別表各号に掲げる受給権者の区分をいう。以下この条において同じ。)に属するものに適用される再評価率(同法第四十三条

第一項に規定する再評価率をいう。以下この項において同じ。）又は従前額改定率（第二十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第二十一条第二項の従前額改定率をいう。以下この項において同じ。）

（その他政令で定める率（以下この条において「再評価率等」という。）の改定又は設定については、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条の四及び第四十三条の五の規定（これらの規定を同法附則第十七条の二第六項において準用し、又は第二十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第二十一条第四項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）は、適用しない。）

一 第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項又は第二十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第二十一条第二項の規定により計算した額（第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条の四及び第四十三条の五の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した再評価率又は従前額改定率を基礎として計算した額とする。）の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

二 附則第二十七条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法附則第二十一条第一項の規定により計算した額の水準を表すものとして

政令で定めるところにより計算した指数

- 2 受給権者のうち、当該年度において、前項第一号に掲げる指数が同項第二号に掲げる指数を上回り、かつ、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条の四第四項第一号に規定する調整率（以下この項において「調整率」という。）が前項第一号に掲げる指数に対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する同法第四十三条の四及び第四十条の五の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。

（厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に関する経過措置）

- 第三十二条 平成十六年度における第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

- 2 国庫は、平成十六年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額のほか、二百六億二千八百五十七万六千円を負担する。

3 平成十七年度から特定年度の前年度までの各年度における第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」とする。

(厚生年金保険の保険料に関する経過措置)

第三十三条 この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)の属する月から平成二十九年八月までの月分の昭和六十年改正法附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者の厚生年金保険法による保険料率については、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条第四項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる月分の保険料について、それぞれ同表の下欄に定める率(厚生年金基金の加入員である被保険者にあつては、当該率から厚生年金保険法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率を控除して得た率)とする。

施行日の属する月から平成十七年八月までの月分	千分の百五十二・〇八
平成十七年九月から平成十八年八月までの月分	千分の百五十四・五六
平成十八年九月から平成十九年八月までの月分	千分の百五十七・〇四

平成十九年九月から平成二十年八月までの月分	千分の百五十九・五二
平成二十年九月から平成二十一年八月までの月分	千分の百六十二・〇〇
平成二十一年九月から平成二十二年八月までの月分	千分の百六十四・四八
平成二十二年九月から平成二十三年八月までの月分	千分の百六十六・九六
平成二十三年九月から平成二十四年八月までの月分	千分の百六十九・四四
平成二十四年九月から平成二十五年八月までの月分	千分の百七十一・九二
平成二十五年九月から平成二十六年八月までの月分	千分の百七十四・四〇
平成二十六年九月から平成二十七年八月までの月分	千分の百七十六・八八
平成二十七年九月から平成二十八年八月までの月分	千分の百七十九・三六
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	千分の百八十一・八四

（育児休業等を終了した際の標準報酬月額の変更に係る経過措置）

第三十四条 第八条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十三条の二の規定は、平成十七年四月一日以後に終了した同条第一項に規定する育児休業等（附則第三十七条第二項において「育児休業等」という。

）について適用する。

（三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に関する経過措置）

第三十五条 第八条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十六条第一項の規定は、平成十七年四月以後の標準報酬月額について適用する。

（老齢厚生年金の額の計算に関する経過措置）

第三十六条 第八条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第一項及び第四項（同条第六項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、同号中「四百八十」とあるのは、「四百八十（当該老齢厚生年金の受給権者が昭和十九年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百四十四とし、その者が昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百五十六とし、その者が昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百六十八とする。）」とする。

2 第十五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第五十九条第二項第一号の規定の適用については

、当分の間、同号中「四百八十」とあるのは、「四百八十（当該老齢厚生年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者であるときは四百二十とし、その者が昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百三十二とし、その者が昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百四十四とし、その者が昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百五十六とし、その者が昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百六十八とする。）とする。

（育児休業等期間中の被保険者及び加入員の特例に関する経過措置）

第三十七条 平成十七年四月一日前に第八条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条の二又は第三百三十九条第七項若しくは第八項の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例による。

2 平成十七年四月一日前に育児休業等を開始した者（平成十七年四月一日前に第八条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条の二又は第三百三十九条第七項若しくは第八項の規定に基づく申出をした者を除く。）については、その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなして、第八条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条の二、第三百三十九条第七項若しくは第八項又は第四百十条第八項の

規定を適用する。

（厚生年金保険法による脱退一時金の額に関する経過措置）

第三十八条 平成十七年四月前の被保険者期間のみに係る厚生年金保険法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。

（企業年金連合会への移行）

第三十九条 厚生年金基金連合会は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の時に、企業年金連合会となるものとする。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第四十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に企業年金連合会という名称を使用している者については、第九条の規定による改正後の厚生年金保険法第百五十一条第二項の規定は、同日以後六月間は、適用しない。

（事業主の届出に関する経過措置）

第四十一条 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十七条に規定する事業主は、同条に規定す

る七十歳以上の使用される者（昭和十二年四月一日以前に生まれた者に限る。）については、同条に規定する事項を社会保険庁長官に届け出ることを要しない。

（老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置）

第四十二条 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四条の三の規定は、平成十九年四月一日前において同法第四十二条の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者については、適用しない。

（老齢厚生年金の支給の停止に関する経過措置）

第四十三条 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十六条第一項及び第五項の規定は、老齢厚生年金（その受給権者が昭和十二年四月一日以前に生まれたものに限る。）については、適用しない。

2 第十九条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第七十八条第六項（同法附則第八十七条第七項の規定により準用する場合を含む。）の規定は、同法附則第七十八条第六項の表（同法附則第八十七条第七項の規定により読み替えて準用される場合を含む。）の第一欄に掲げる年金たる保険給付（その受給権者が昭和十二年四月一日以前に生まれたものに限る。）については、適用しない。

（遺族厚生年金の支給に関する経過措置）

第四十四条 平成十九年四月一日前において支給事由の生じた遺族厚生年金（その受給権者が昭和十七年四月一日以前に生まれたものに限る。）の額の計算及び支給の停止については、なお従前の例による。

2 平成十九年四月一日前において昭和六十年改正法附則第七十八条第一項の規定により支給される年金たる保険給付（老齢を支給事由とするものに限る。）その他これに相当するものとして政令で定めるものの受給権を有する者が平成十九年四月一日以後に遺族厚生年金の受給権を取得した場合にあつては、当該遺族厚生年金の額の計算及び支給の停止については、なお従前の例による。

3 平成十九年四月一日前に遺族厚生年金の受給権を取得した者に対する第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第六十二条第一項の規定の適用については、同項中「四十歳」とあるのは「三十五歳」と、「六十五歳未満であるとき」とあるのは「四十歳以上六十五歳未満であるとき」とする。

4 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第六十三条第一項第五号の規定は、平成十九年四月一日以後に支給事由の生じた遺族厚生年金について適用する。

第四十五条 前条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた第十二条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十八条の二第一項の規定による申請に基づきその一部の支給の停止が解除され

ている老齢厚生年金の受給権者に厚生年金基金又は企業年金連合会が支給する老齢年金給付の支給の停止については、なお従前の例による。

(対象となる離婚等)

第四十六条 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八条の二第一項の規定は、平成十九年四月一日前に離婚等(同項に規定する離婚等をいう。)をした場合(厚生労働省令で定める場合を除く。)については、適用しない。

(当事者への情報提供の特例)

第四十七条 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する当事者又はその一方は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前においても、同法第七十八条の四第一項の規定による請求をすることができる。

(標準報酬が改定され、又は決定された者に対する保険給付の特例)

第四十八条 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者について次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これら

の規定を引用する場合を含む。)を適用する場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、厚生年金保険法による保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替は、政令で定める。

<p>昭和六十年改正法附則第八条第二項第一号</p>		<p>含む。</p>	<p>含み、厚生年金保険法第七十八条の六第三項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間(以下「離婚時みなし被保険者期間」という。)を除く。</p>
<p>昭和六十年改正法附則第十二条第一項第二号及び第四号</p>	<p>含む。</p>	<p>含み、離婚時みなし被保険者期間を除く。</p>	<p>含み、離婚時みなし被保険者期間を</p>
<p>昭和六十年改正法附則第十</p>	<p>含む。</p>	<p>含む。</p>	<p>含む。</p>

四条第一項第一号	標準賞与額	除く。) の月数
国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十一条 第一項		標準賞与額（厚生年金保険法第七十八條の六第二項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）

（対象となる特定期間）

第四十九条 第十三条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八條の十四第一項の規定の適用については、平成二十年四月一日前の期間については、同項に規定する特定期間に算入しない。

（標準報酬が改定され、及び決定された者に対する保険給付の特例）

第五十条 第十三条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八條の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬が改定され、及び決定された者について次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用する場合を含む。）を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、厚生年金保険法による保険

給付の額の計算及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

<p>昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号</p>	<p>含む。)の月数</p>	<p>含み、被扶養配偶者みなし被保険者期間(厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間をいう。)を除く。)の月数</p>
<p>国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十一条第一項</p>	<p>標準賞与額</p>	<p>標準賞与額(厚生年金保険法第七十八条の十四第三項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。)</p>

(平成十二年改正法附則別表第一に規定する率の設定に関する経過措置)

第五十一条 平成十七年度における第二十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則別表第一の備考の規定の適用については、同備考中「当該年度の前年度に属する月に係る率」とあるのは、「〇・九二六」と読み替えるものとする。

（移行農林共済年金等の額の計算に関する経過措置）

第五十二条 移行農林共済年金（第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。以下同じ。）については、第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第十六条第一項（以下この項において「改正後の附則第十六条第一項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六条第一項（次項において「改正前の附則第十六条第一項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとし、改正後の附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる改正前の附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を

有するものとされた法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替は、政令で定める。

<p>廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。以下同じ。）第三十七条第一項第一号</p>		<p>乗じて得た額</p>	
		<p>乗じて得た額に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じ</p>	

	<p>廃止前農林共済法第三十八 条第二項</p>	
	<p>二十三万千四百円</p>	<p>七万七千百円</p>
<p>て得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た額</p>	<p>二十三万千四百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>	<p>七万七千百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じた</p>

	<p>廃止前農林共済法第四十二 条第一項第一号及び第二項 第一号、第四十七条第一項 第一号イ及び第二号イ並び に第二項第一号並びに附則 第九条第二項第一号及び第 二号</p>	<p>ときは、これを百円に切り上げるも のとする。）</p>
	<p>乗じて得た額</p>	<p>乗じて得た額に〇・九八八を乗じて 得た額</p>
<p>廃止前農林共済法第四十二 条第三項及び第四十八条</p>	<p>六十万三千二百円</p>	<p>六十万三千二百円に〇・九八八を乗 じて得た額（その額に五十円未満の 端数が生じたときは、これを切り捨 て、五十円以上百円未満の端数が生</p>

	<p>廃止前農林共済法第四十三 条第二項</p>	<p>廃止前昭和六十年農林共済 改正法（平成十三年統合法 附則第二条第一項第三号に 規定する廃止前昭和六十年 農林共済改正法をいう。以</p>
	<p>二十三万千四百円</p>	<p>乗じて得た額</p>
<p>じたときは、これを百円に切り上げ るものとする。）</p>	<p>二十三万千四百円に〇・九八八を乗 じて得た額（その額に五十円未満の 端数が生じたときは、これを切り捨 て、五十円以上百円未満の端数が生 じたときは、これを百円に切り上げ るものとする。）</p>	<p>乗じて得た額に〇・九八八（総務省 において作成する年平均の全国消費 者物価指数（以下「物価指数」とい う。）が平成十五年（この号の規定 による率の改定が行われたときは、</p>

<p>下同じ。) 附則第十五条第一項第一号</p>		<p>直近の当該改定が行われた年の前年()の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八(この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た額</p>
<p>廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五条第四項</p>	<p>乗じて得た額</p>	<p>乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額</p>
<p>廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別表第四の下欄</p>	<p>三万四千百円</p>	<p>三万四千百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数</p>

	<p>が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>六万八千三百円</p>	<p>六万八千三百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>十万二千五百円</p>	<p>十万二千五百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て</p>

	<p>、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>十三万六千六百円</p>	<p>十三万六千六百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>十七万七百元</p>	<p>十七万七百元に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じた</p>

	<p>農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十四号）附則第四条第一項第二号</p>	<p>乗じて得た額</p>
		<p>ときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p> <p>乗じて得た額に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合）においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じ</p>

て得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た額

第五十三条 移行農林年金（第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。以下同じ。）については、第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第十六条第二項（以下この項において「改正後の附則第十六条第二項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第三十条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとし、改正後の附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六条第五項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済

改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替は、政令で定める。

附則第三十条第一項	百十分の百を乗じて得た額	百十分の百を乗じて得た額に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下し
-----------	--------------	--

		<p>た比率を乗じて得た率を基準として 政令で定める率とする。以下同じ。 ）を乗じて得た額</p>
<p>附則第三十条第二項、第三 十四条第一項、第三十五条 第一項から第三項まで及び 第四十条</p>	<p>百十分の百を乗じて得た額</p>	<p>百十分の百を乗じて得た額に〇・九 八八を乗じて得た額</p>
<p>附則第三十八条第一号</p>	<p>七十五万四千三百二十円</p>	<p>七十五万四千三百二十円に〇・九八 八を乗じて得た額</p>
	<p>百分の十九に相当する額</p>	<p>百分の十九に相当する額に〇・九八 八を乗じて得た額</p>
	<p>百分の〇・九五に相当する額</p>	<p>百分の〇・九五に相当する額に〇・ 九八八を乗じて得た額</p>

<p>附則第三十九条第一項</p>	<p>政令で定める額</p>	<p>政令で定める額に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>附則第四十一条第一項第一号及び第三号</p>	<p>十五万四千二百円</p>	<p>十五万四千二百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>附則第四十一条第一項第二</p>	<p>二十六万九千九百円</p>	<p>二十六万九千九百円に〇・九八八を</p>

乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）

第五十四条 特例障害農林年金（第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第四十五条第一項に規定する特例障害農林年金をいう。）及び特例遺族農林年金（第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第四十六条第一項に規定する特例遺族農林年金をいう。次条において同じ。）については、第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第四十五条第二項及び第四十六条第二項の規定により算定した額が、次項の規定により読み替えられた第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第四十五条第二項及び第四十六条第二項の規定により算定した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとし、第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第四十五条第二項及び第四十六条第二項の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 前項の場合において、第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第四十五条第二項及び第四十六条第二項の規定中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額」と読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

（特例遺族農林年金の支給に関する経過措置）

第五十五条 附則第四十四条第三項及び第四項の規定は、特例遺族農林年金について準用する。

（国民年金特別会計法の適用に関する経過措置）

第五十六条 平成十六年度から特定年度の前年度までの各年度における国民年金特別会計法の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

平成十六年度

第三条の二第二項第一号	附則第三十四条第二項	附則第三十四条第二項及び 国民年金法等の一部を改正 する法律（平成十六年法律 第 号。以下「平成十 六年国民年金等改正法」と いう。）附則第十三条第一 項
第三条の二第二項第二号	附則第三十四条第二項	附則第三十四条第二項及び 平成十六年国民年金等改正 法附則第十三条第一項
第三条の二第二項第三号	附則第三十四条第三項	附則第三十四条第三項及び 平成十六年国民年金等改正 法附則第十三条第一項

	<p>第四条第一項</p>		<p>附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第一項において読み替えて適用する法第八十五条第一項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項（第九号を除く。）</p>
<p>第十六条第二項第一号</p>	<p>繰り入れた金額</p>	<p>繰り入れた金額（平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第二項の規定により</p>	<p>附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第一項において読み替えて適用する法第八十五条第一項、昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項（第九号を除く。）並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第二項</p>

	<p>平成十七年度及び平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月の前月までの期間に限る。）</p>
	<p>第三条の二第二項第一号</p>
	<p>附則第三十四条第二項及び第三項</p>
<p>附則第三十四条第二項</p>	<p>附則第三十四条第二項</p>
<p>繰り入れた金額を除く。）</p>	<p>附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第一項</p>
<p>附則第三十四条第二項及び</p>	<p>附則第三十四条第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号。以下「平成十六年国民年金等改正法」という。）附則第十三条第三項</p>

			<p>平成十六年国民年金等改正 法附則第十三条第三項</p>
	<p>第三条の二第二項第三号</p>	<p>附則第三十四条第三項</p>	<p>附則第三十四条第三項及び 平成十六年国民年金等改正 法附則第十三条第三項</p>
	<p>第四条第一項</p>	<p>附則第三十四条第二項及び 第三項</p>	<p>附則第三十四条第二項及び 第三項並びに平成十六年国 民年金等改正法附則第十三 条第三項</p>
	<p>第十六条第二項第一号</p>	<p>附則第三十四条第二項及び 第三項</p>	<p>附則第三十四条第二項及び 第三項並びに平成十六年国 民年金等改正法附則第十三 条第三項</p>

<p>平成十八年度（ 附則第一条第四 号に掲げる規定 の施行の日の属 する月以後の期 間に限る。）か ら特定年度の前 年度までの各年 度</p>	<p>第三条の二第二項第一号</p>
<p>第三条の二第二項第二号</p>	<p>附則第三十四条第二項</p>
<p>附則第三十四条第二項にお いて読み替えて適用する法 第八十五条第一項第二号（ 国民年金法等の一部を改正 する法律（平成十六年法律 第 号。以下「平成十</p>	<p>附則第三十四条第二項及び 国民年金法等の一部を改正 する法律（平成十六年法律 第 号。以下「平成十 六年国民年金等改正法」と いう。）附則第十三条第四 項</p>
<p>附則第三十四条第二項及び 平成十六年国民年金等改正 法附則第十三条第四項にお いて読み替えて適用する法 第八十五条第一項第二号</p>	<p>附則第三十四条第二項及び 国民年金法等の一部を改正 する法律（平成十六年法律 第 号。以下「平成十 六年国民年金等改正法」と いう。）附則第十三条第四 項</p>

	<p>第三条の二第二項第三号</p>	<p>第四条第一項</p>
<p>六年国民年金等改正法」という。) 附則第十四条第二項において適用する場合を含む。)</p>	<p>附則第三十四条第三項</p>	<p>附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第一項において読み替えて適用する法第八十五条第一項 (平成十六年国民年金</p>
	<p>附則第三十四条第三項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第四項</p>	<p>附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第四項において読み替えて適用する法第八十五条第一項</p>

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

	<p>第十六条第二項第一号</p>	<p>等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）</p>	<p>附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第一項において読み替えて適用する法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）</p>
	<p>附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第四項において読み替えて適用する法第八十五条第一項</p>		

第五十七条 第四十九条の規定による改正後の健康保険法第四十三条の二の規定は、平成十七年四月一日以後に終了した同条第一項に規定する育児休業等（第三項において「育児休業等」という。）について適用する。

2 平成十七年四月一日前に第四十九条の規定による改正前の健康保険法第五十九条の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例による。

3 平成十七年四月一日前に育児休業等を開始した者（平成十七年四月一日前に第四十九条の規定による改正前の健康保険法第五十九条の規定に基づく申出をした者を除く。）については、その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなして、第四十九条の規定による改正後の健康保険法第五十九条の規定を適用する。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五十八条 第五十一条の規定による改正後の船員保険法第四条ノ二の規定は、平成十七年四月一日以後に終了した同条第一項に規定する育児休業等（第三項において「育児休業等」という。）について適用する。

2 平成十七年四月一日前に第五十一条の規定による改正前の船員保険法第五十九条ノ四の規定に基づく申

出をした者については、なお従前の例による。

3 平成十七年四月一日前に育児休業等を開始した者（平成十七年四月一日前に第五十一条の規定による改正前の船員保険法第五十九条ノ四の規定に基づく申出をした者を除く。）については、その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなして、第五十一条の規定による改正後の船員保険法第五十九条ノ四の規定を適用する。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第五十九条 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改め、「した処分」の下に「（企業年金連合会がした処分にあつては、厚生年金保険法の規定に基づくものに限る。第九条第一項において同じ。）」を加える。

第九条第一項中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。

第三十条第一項中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に、「行なう」を「行う」に改める。

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第六十条 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第四条ノ二第一項第四号」を「第四条ノ三第一項第四号」に改める。

第十六条第一項中「第八条第二項」を「第七条の三第一項第三号」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十一条 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項中「第四条ノ四第一項」を「第四条ノ五第一項」に改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)

第六十二条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「若しくは第二百十四条」を「、第二百十三号の二若しくは第二百十四条第一項」に、

「若しくは第七十条」を、「第六十九条ノ三若しくは第七十条第一項」に、「第百四条」を「第百二条の二、第百四条第一項」に改め、「同法第百二条第一項」の下に「若しくは第百二条の二」を加える。

（港湾労働法の一部改正）

第六十三条 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「若しくは第二百十四条」を、「第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項」に、「若しくは第七十条」を、「第六十九条ノ三若しくは第七十条第一項」に、「第百四条」を「第百二条の二、第百四条第一項」に改め、「同法第百二条第一項」の下に「若しくは第百二条の二」を加える。

（日本郵政公社法の一部改正）

第六十四条 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 国民年金基金の委託を受けて、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百二十七条第一項の申出の受理に関する業務を行うこと。

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正）

第六十五条 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条、第十三条第四号及び第四十五条第三項第七号中「第九十条の二第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「半額」を「一部の額」に改める。

（平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律の一部改正）

第六十六条 平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成十六年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成十六年度における児童扶養手当法による手当の額等の改定の特例に関する法律

第一項の表中国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による年金たる給付（付加年金を除く。）の額の項から平成十三年厚生農林統合法附則第四十六条第一項に規定する特例遺族農林年金の額の項までを削り、同表昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の額の項中「昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第一項」を「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第九十七条第一項」に改める。

(所得税法の一部改正)

第六十七条 所得税法の一部を次のように改正する。

第三十一条第一号中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。

別表第一第一号の表企業年金基金の項の次に次のように加える。

企業年金連合会

厚生年金保険法

別表第一第一号の表中

厚生年金基金
厚生年金基金連合会

厚生年金保険法

を

厚生年金基金

厚生年金保険法

に改める。

(法人税法の一部改正)

第六十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八十四条第二項中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。

別表第二第一号の表企業年金基金の項の次に次のように加える。

企業年金連合会

厚生年金保険法

別表第二第一号の表中

厚生年金基金
厚生年金基金連合会

厚生年金保険法

を
厚生年金基金

厚生年金保険法

に改める。

(印紙税法の一部改正)

第六十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「同条第三項第一号(連合会の業務)に掲げる事業」を「同条第四項第一号(連合会の業務)に掲げる事業並びに確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第九十一条の六第二項(裁定)に規定する給付」に、「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改め、「(平成十三年法律第五十号)」を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第七十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二の項の次に次のように加える。

<p>連合会</p>	<p>厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)</p>	<p>一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>二 厚生年金保険法第百五十九条第五項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記</p>	<p>第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。</p>
------------	-------------------------------	---	--

別表第三の六の項中「及び厚生年金基金連合会」、「（昭和二十九年法律第百十五号）」及び「又は第百五十九条第四項」を削る。

（消費税法の一部改正）

第七十一条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表企業年金基金の項の次に次のように加える。

企業年金連合会

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

別表第三第一号の表中

厚生年金基金

厚生年金保険法（昭和二

厚生年金基金連合会

十九年法律第百十五号）

を

厚生年金基金

厚生年金保険法

に改める。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第七十二条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第百号中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第七十三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

少子高齢化の一層の進展等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、国民年金制度及び厚生年金保険制度に対する信頼の確保を図るため、基礎年金の国庫負担割合を引き上げ、並びに国民年金及び厚生年金保険の最終的な保険料の水準を法定し、あわせて年金額の水準を自動的に調整する制度を導入するとともに、多様な生き方及び働き方に対応し、国民がその能力を発揮できる社会の実現に資するため、被用者に対する老齢厚生年金の支給停止制度の見直し、育児をする被保険者に対する厚生年金保険における配慮措置の拡充、厚生年金保険における標準報酬分割制度の創設等女性に関する年金制度の見直し、多段階免除制度の導入等国民年金の保険料の徴収強化の措置並びに厚生年金基金制度の改善の措置を講ずるほか、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度の改善の措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。